

本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記（東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷）を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本（同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月）、内閣文庫蔵本を適宜参照した。

(出處) 小右記訓読稿 第三編 (桂
原誠司) の著文、大輔の親友野村ひさ、十津義助、主
二日、印映。前説者や(難易面賞) 懇切に、「一部
松原 輝美

云々。

（ハセ）音も「も」。君（國）、騎
長船（難易面賞）の親母は源吉で、蓮井 宣昭
一、史實。片語性言（新著賞）云
【也。騎は是口対して南郷の騎出焉 北原】峰樹
古日記輪読会
松原 輝美

大原 一輝 高
池下美代子【井

田氏

實基一平 凡 例

るゝ為め、「谷の底を駆け上る」じるが如き「山中へ入る」の意で
「出でて」、「谷の底を駆け下る」じるが如き「山中へ入る」の意で
小右記訓読稿 第三編（続）

に異論がない限り、その推定に従つた。
漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字について
は、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。
「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。
また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下の
ようにほぼ仮名書きに改めた。

惟||これ 是||これ 之||これ 其||それ 厥||その 夫||そ
車の 抑||そもそも 弥||いよいよ 各||おのおの 交||こもご
も 傾之||しばらくして 小選||しばらくして 少選||しばらく
くして 少時||しばらくして 小時||しばらくして 良久||や
や久しく 且||しばらく 暫||しばらく 忽||にはかに 尚||
なほ 猶||なほ 太||はなはだ 一向||いつかう 聊||いささ
か 白地||あからさまに 奉為||おほんため 許||ばかり
呼||ああ 宛||あたかも

一日 小見出しほは、「」を付して示した。

一 割り注は、「」を付して示した。

た。

判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。

なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監

修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合

は、その出典を明記しなかった。

寛弘二年

四月

「旬。御物忌に依りて南殿の御出無きの事」

一日、戊寅。礼部納言（源俊賢）示送して云ふ、「昨日の作文、外帥（藤原伊周）の詩毎句感有り、満座涙を拭ふ。牽出物（馬といへり）有り」と。伝へ聞く、御物忌に依りて南殿に出でずと云々。

二日、己卯。前越後守（藤原尚賢）朝臣云ふ、「昨日の左府（藤原道長）の作文、外帥の詩述懷有り⁵⁹、上下涕泣、主人感歎、牽出物有り」と。昨和歌一首を以つて左金吾（藤原公任）に贈られて云ふ、「谷の戸を開ぢやはてつる鶯の待つに声せで春も過ぎぬる」返し、「往き帰る春をも知らず花さかぬ御山がくれの鶯の親王）に参り、行具を実検し、損破を注さしめ、左中弁に付して

声」と。午の後雨降る。雨を冒し参内す。要日⁶⁰に依りてなり。

河内国司の申文左中弁（藤原説孝）に付す。右金吾（藤原齊信）、礼部納言（俊賢）・勘解（藤原有国）・左右両大丞（藤原忠輔・藤原行成）参入す。未の二點退出す。

三日、庚辰。擬階の奏将来す。署を加へ返し給ふ。伊予守（高階明順）朝臣の病惱、示送の事有り。仍つて（清原）為信真人を差

はし両度相訪ふ。

四日、辛巳。藏人式部丞（藤原）隆光宣旨數枚を持ち来る。伊予守強ひて病惱を相扶け來りて、雜事を陳べ、即ち退く。其の体綿惙⁶¹。外帥並びに卿相已下左府に会合し饗射を設く。射これ春の事、夏に及ぶは未だ有らざる事なり。期に違ふ興なり。識者これを計るに奇とするか。

「御禊の定め」

五日、壬午。参内す。左府御禊の前駆を定む。右衛門督（藤原齊信）・治部卿（源俊賢）・權中納言（藤原隆家）・勘解由長官・左右両大弁参入す。宣旨數枚左中弁に下す。申の剋齋院（選子内親王）に参り、行具を実検し、損破を注さしめ、左中弁に付して

奏聞す。出車・童女・騎馬を定むる事例の如し。院粉熟の儲け有り。黄昏罷り出づ。

六日、癸未。伊予守の病尋常に非ずと云々。一両度委しき消息有り。某の日の時出の御政事の謄文抄來す。明さ奉れすべく答へて十四日、辛卯。玄中代謄宣旨並びに賄費遣致並びに時出の御政

七日、甲申。早旦予州刺史（高階明順）を訪送す。其の病体邪氣の鎮ぎに似て、謬言を陳ぶと云々。今日觀音院に向ふといへり。

前筑前守（藤原）高規朝臣大式（藤原高遠）の許に申し上ぐるの書状に云ふ附、「帥（平惟仲）去月十五日申の時薨ずへ貫首秦定重宅といへり」。宇佐宮誅を降すか。最も畏るべし。僉議の間頗る班駁の定め有り。後日驗すべし。高田牧領の雜人悉く壱岐嶋に追渡すは「これ帥の所行なり。下官宇佐の定めの間、用意無きに依り、為す所」と云々。極めて奇怪なり。由、觀音院の僧五（僧）慶命律師来る。舍利会に相訪ふべきの氣有り。仍つて被物を約す。

八日、乙酉。絹五疋左衛門権佐（令宗）允亮朝臣の所に送る。御禊の前駆を奉仕すべきに依る。隨身の料に充てしむる為なり。件の朝臣道の事に就きしばしば雜事を問ふ。今この當み有り。仍つて微志を致すのみ。治部卿去夕より惱み煩ふの告げ有り。仍つて

（石作）忠時を差はして問送するに、報へて云ふ、「頭打身熱辛苦す」といへり。礼部宇佐の定めの間帥を引汲するの情有り、怖畏無きに非ず附。興光を差はし伊予守を問送するに、報へて云ふ、「惱む所増減無し。但し夜に臨んでいよいよ倍す」といへり。病者人々の消息を聞き入れず、吐く所の狂言、邪氣の所為と云々。報答はこれ妻子の消息なり。

〔直物の事〕

参内す。左右内三相国（道長・顯光・公季）・右金吾・權中納言・左大弁（藤原忠輔）参入す。直物有り。玄蕃頭・大藏・式部の錄等を申す者の申文を下さる。撰び上げ了りて即ち奏聞せらる。召に依りて左府御前に参上す。この間心神宜しからず、退出す。秉燭ならんとし、（藤原）資平書き送る。「請申の馬允へ内舎人藤原有信」任せらる」と。これ員外なり。明日恐るる由左府に申さしむべし。除目は別に在り。早旦灌仏。今日神事（梅宮祭附）に遇ふ。仍つて公家御灌仏無し。

〔興福寺の雅敬並びに弟子菴を食して死するの事〕。青刻の陣に於いて左府談ぜられて云ふ、「興福寺の雅敬日ごろ読經に在り。而るを昨宵を食して今日酔死す。弟子の一人同じく食して死

寛弘二年四月

す」といへり。
○贈忌の事^ハ「御」對^ハ御^ハ聞^ム。今^ハの當^ハ言^ハ。せし
九日、丙戌。馬允の悦（藤原）経通朝臣を以て左府に申さしむ。
大式過ぎらる。晚頭左衛門督（藤原公任）枉駕。月に乗じて帰る。

十日、丁亥。故殿の女御（藤原能子^母）の御忌日。仍つて諷誦を勸修寺に修す。伊予守朝臣昨より宜しき由、觀音院の僧正（勝算）の示送なり。左中弁斎院の申請文等を持ち来る。見了りて返し給ひ、奏すべき由を答ふ。參議（藤原）有国を以つて禊祭の日斎院に参らしむべき由、左中弁を以つて奏聞せしむ。

書大^ハ云々。〔前（平成中）去^ハ十五日申の御事^ハ賛首委宝重^ハ〕
十三日、庚寅。左府に訪でて謁談し、久しうして家に帰る。召使云ふ、「明日定め有るべし」といへり。参るべき由を告ぐ。

十四日、辛卯。左中弁勘宣旨並びに御禊點地^ハ並びに御出の時剋

・祭の日の御出の時剋等の勘文を將來す。即ち奏狀すべく答へ了んぬ。但し勘宣旨は留む。

〔陣の定めの事〕
參内す。左右内三相府、中納言齊信・（藤原）時光・（藤原）隆

家、參議有国・（藤原）懷平・（藤原）行成等參入す。大宰大式並びに諸国司申請の雜事を定め申し、夜に入りて退出す。勘宣旨（藤原）隆光に付し、即ち下し給ふ。亦左中弁に下す。斎院の禊祭の日の御車副・手振の紫褐・青褐等並びに紫蓋料の染絹、率分の下し文^ハを以つて、諸国に召さしむるも、忽に出で来べからず。仍つて事の由を左府に触れ、後院の納絹を借し下さしめ、後日率分の絹を以つて返納すべきなり。禊祭の日斎院に参るべきの宰相（有国）の事、先日奏聞すべき由左中弁に仰す。而るを忘失し、今に奏せず。御物忌に依りて今日奏聞すること能はずといへり。藏人隆光を以つて奏聞せしむ。請に依るといへり。即ち大外記（滋野）善言朝臣に仰す。今夜亥の刻尼君初めて西宅に渡り給ふ。本これ廄地。東地に相替へて奉る所。御前の高器物・女房の焼飯^ハ調へ奉らしめ了んぬ。

〔御禊〕

十七日、甲午。午の刻ばかり斎院に参る。これより先參議有国参入す。但し院の侍所に在りと云々。仍つて下官客殿に着き、後有國来る。その後肥牛を見、次に下仕・走孺等を見る。先例中門の中より度る。而るを程遠きに依りて客殿の北庭を度り、中門に入る。頗る便宜有り。藏人隆光云ふ、「所の前駈^ハ藤原惟信忽に胸

病を煩ひ参入すべからざる由、経通朝臣より申し送る」といへり。

余答へて云ふ、「時剋已に到る。御車を寄するに及ぶべし。これを為すこと如何。所の前駆一人参り給はざるに依りて、御禊の事何ぞ遅れ留むること有らんや」と。即ち座を起ち御前に進み、申の剋御車を寄す。余並びに勘解由長官堀河辺に於いて西を以つて見物す。左府も此処に於いて見物す。右衛門督・治部卿同車し、

春宮大夫（藤原道綱）・左兵衛督（藤原懷平）合ひ乗り、権中納言は別車にてこれを見る。今日所の前駆四人度るも、一人は病を煩ひ、今一人は見えざるも、未だ其の由を知らず。後に聞く、大中臣信助堀河辺に到着すと云々。方の聞けず者の其を聞へ奉る。又隨身の穴太国時を給ふ。

【警固の事】

十八日、乙未。藏人隆光宣旨持ち来る。すなはち左中弁に下す。外記（文室）清忠申して云ふ、「今日警固有るべし。参入すべきや」といへり。答へて云ふ、「所勞有り。参入すべからず」と。

重ねて申して云ふ、「明日行くと申すべきか」といへり。仰せしめて云ふ、「今日は式日なり。須く諸卿に申し廻らしむべし。皆

故障有らば、事の由を奏せしめ、仰せに隨ひて明日に及ぶべきか」と。件の清忠は家人たり。仍つて蒙を披く為に申さしむる所か。祭の日南殿に出御、諸使を御覽すべしといへり。経通朝臣・隆光の談ずるところなり。権中納言の使（大江）嘉言警固の事を問せせらる。いささかこれを注送す。今日参行すべしといへり。

【大宰輔の越後入をの事。三月十四日卯ノ刻ノア義ナ】

「右大臣加茂社に参らるるの事」「同人の前駆四位少将（頼通）被勤並びに引出物過差の事」大江の家より云々。
十九日、丙申。右大臣（顯光公）加茂に参ると云々。左右の近衛でざるところなり。

寛弘二年四月
弁腹の小童（観葉）西殿より送り給ふなり。即ち見て返し送る。夜に入り西殿に訪で、深更帰る。昨以往触穢の疑有り。仍つて詣

「右大將御禊の前駆左衛門権佐允亮に隨身並びに馬を賜ふの事」

今日鹿毛の馬左衛門権佐允亮に借し、又申さしむるに依りて、隨身の近衛酒井正武を相副ふ。栗毛の馬所の前駆宮道式光に借し給ひ、又隨身の穴太國時を給ふ。

の官人を以つて舞人と為すと云々。左府四位少将（藤原）頼通を以つて前駆せしむ。先日右府大原野の行啓に候せらる。今彼の恐れを謝せんが為と云々。或云ふ、「右府社頭より退帰の間、車後四位少将を乗せ、家に帰るの後馬一疋・銅等を志す。又其人兵衛尉二人（藤原）惟任。右（藤原）以道綾一疋。隨身等絹二疋（二疋を以つて一疋に巻く）と云々。その過差丞相の志に非ざるのみ^四。後の鑑とすべからず。奇と為す奇と為す。

廿日、丁酉。車使の典侍の許に遣る。河内守（源奉職）朝臣の懇切なる触示に依るなり。賀茂に奉幣し、今年始めて貴布祢に奉る。賀茂社司等の申すに依るなり。近代の例必ず件の社を加へ奉ると云々。摺袴を使の少将（源）雅通朝臣の許へ左府より出づ。則ちこれ枇杷殿^五に送る。諷誦を賀茂下の御神宮寺に修す。これ例なり。大夫（源通政院）・法英衡者（藤原助平）合ひ參り、跡中^六ア見禮す。玉掛^七と並跋^八氣^九ア見禮す。古瀬門者・苗崎聯同車^十、

【賀茂祭の事】^{十一}。余並びに御輿由是官樂西疋^{十二}気^{十三}ア西^{十四}以

午の終りの剋ばかり斎院に参る。これより先參議有國参入す。飮馬を見る。下仕・走孺等恒の如し。使々清涼殿に於いて御覽すと云々。時剋推移し、已に薄暮に及ぶも、使々未だ列見の辻に来らず。然れども御輿を寄せしむ。下官見物し、參議相従う。申の終

りばかり斎王渡り給ふ。次々の事已に黄昏に及ぶ。近衛府使雅通御衣を給はり、隨身し侍す^四。左府の定めと云々。

【大宰帥の骸骨入京の事。三月十四日府に於いて薨す。】

備中守（平）生昌朝臣故平中納言惟仲卿の骸骨を隨身して京に入ると云々。実説、平納言去月十二日病を受け、十四日薨すと。事

廿一日、戊戌。使の典侍の神館の宿所早朝桧破子十余荷へ出納の男をして物を被けしむ^一を送る。檳榔毛車並びに雜具等都督（藤原高遠）に遣はし奉る。彼の御消息に依る。これ室家の料か。舍利会の行事律師慶命先日示す所有り。仍つて合樹一重を送る^二。都督過ぎられて云ふ、「今夕左府に参るべし」といへり。^三（頭書）「今日左府・右府・右衛門督同車す。左府牛一隻を志せらると云々」^四。葉人^五水^六吉^七新^八來^九。するおも^十中^{十一}代^{十二}。

【賀茂の事】

祭の日斎院の女房信濃前後司論を成し紅花を弁ぜざるに依りて、唐衣の外白衣を着るの事】^{十三}。

今年賀茂の祭の日斎院の女房唐衣の外白衣を着る。思ふ所有に似たり^四。信乃国（前司）（源）済政。新司（藤原）佐光^五。禊祭の料の紅花は今年ばかり新司の申すに依りて色替へ一斤の代布一端

一丈。勅定は一斤二端を許さるるを以つて、去年の紅花を以つて前司弁済す。而るを公家定められて云ふ、「去年十一月辞退す。新司須く弁済すべし」といへり。新司申して云ふ、「紅花は時有り。仍つて前司の分附を以つて、新司これを承け弁済すべきなり。而るを一斤にも度らず。これを為すこと如何」と。前司云ふ、「去年は旱損悉く以つて損失すと云々。猶後司を以つて弁済せしむべし」と云々。仍つて今年ばかり色替を申請すと云々。

左府の定め申す所と云々。事頗る理に乖く。仍つて衆人に知らしめんが為に白色を着せしむ。誠に所以有り。後の為に記す所なり。

馳せしむ。相府早旦參内し、里第を出でず。今日の事極めて由無し」と云々。六月餘處不雄專き母妻奉るべ。前大督五膳奉す甘八日、丙子。謝當五膳草五膳奉るべ。來る六月廿日歸音調「大式罷り申しの事。一階を叙し正三位」

今夕大式參内し、赴任の由を奏せしむ。

廿八日、乙酉。近く聞く。賀音（蓮福高敷）古都木・春日等

〔吉田の使立つ〕

廿三日、庚子。吉田の使の將監平朝親褶袴へ其代絹一疋・布一端。隨身近衛の酒井正武に給ふを給ふ。大式示送して云ふ、「昨罷り申しを奏するの次でに一階を加叙す（正三位）」といへり。都督今日午の二點河陽に向ふ。資平御供に候せしむ。左兵衛督（懷平）乗車して都督を相送り、桂河より帰ると云々。資平帰り来りて云ふ、「途中事無し。但し頗る見苦しき事等有り」と云々。具には記さず。

廿二日、己亥。都督示送して云ふ、「昨日左府に参り、被物・馬等を給はる。今日内・華山院に参るべし」といへり。今日雲上の競馬と云々。宮中将（源頼定）来りて云ふ、「雨に依りて競馬の事停止の由左府命ぜらる」と云々。申の剋資平言送して云ふ、「なほ競馬有るべし」といへり。仍つて馬二疋へ一疋は宮中将。一疋は資平へを送る。直衣装束一襲（薄物直衣・織物の指貫・紅染の綾の細長一重・同色の袴）・馬四疋（多米）国定朝臣を以つて都督に遣はし奉る。黄昏資平來りて云ふ、「雨脚止まず。仍つて競馬の事無し。雲上の人々左府の馬場に会集して飲食し、馬を

廿六日、癸卯。玉浦門前立水來りて云ふ、「卯日恐れ宣旨へ古

「惟仲卿の薨奏の事」

今日中納言惟仲の薨奏へ治部卿奏すと云々。〔兩職主ます。母ひを定めらるべしと云々。〕左大臣宿所に候せらる。今日季の御読經を定めらるべしと云々。一両云ふ、「公卿召・弁官次第の昇晉有るべし。又藏人頭を補せらるべし」と云々。〔祇候するも殊に事の備けを為すべからず。仍つて所勞を称して退出す。内大臣（公季）・権中納言（隆家）・左兵衛督（棲平）陣に候す。右衛門督（齊信）・治部卿（俊賢）・勘解由長官（有国）・右大弁（行成）左府の宿所に在り、陣の方に見えず。帥（伊周）去夜より内に候し、未だ退出せずと云々。人々傾奇す。今日御馬馳せ。馬寮毛付文へ一枚は寮馬、一坊十疋。一枚は（播磨）家嶋御牧の御馬十三疋」を進む。將曹の闕、府生高扶宣を以つて事に任せらるべく、左府に申すべきの由書状に注して礼部の許に送る。後に聞く、除目停止し六月に及ぶべしと云々。車論の張本藤原保相追却の由、都督の消息に有り。即ちこれ彼の御因縁なれど、追放理有り理有り。〔薄田の令頃を以じて、薄田のとき承け牛糞すへ點す。薄田愚へ我畜をへつ」からべし。薄田申つアサミ、「珠赤」

〔臨時重犯の獄囚を免ぜらるる宣旨の事（御薬の事に依るなり。又赦令無し〕」（ア）（蒙）を押さるるを以じて、夫半の珠赤す

廿六日、癸卯。左衛門権佐允亮來りて云ふ、「昨日忽に宣旨へ右衛門督奉行す。すなわち別當」に依り、左右の獄囚を勘申せしめ、すなわち原免すへ廿人。殺害。強窃盜等。これ赦令にあらず。〔臨時の宣旨なり」と。先例輕法の者を抽きて、宣旨に依り原免す。而るを重犯者を免ぜらるるは如何。宣旨の趣き天変怪異に依ると云々。或云ふ、「主上廿ヶ日ばかり御膳例ならず、時々御惱氣有り」と云々。

廿七日、甲辰。山階寺の蓮聖來りて云ふ、「廿四日維摩講師の宣旨下る。慶賀の為に来る所なり」といへり。和泉国司（藤原）修政相撲使例の貢相撲を進むるを停めんと申す。〔仍つて殊に許すなり。三ヶ年間申さしむ。而るを今年殊に許す。先に頭中将（実成）の許に示送し、定むる所の許なり。〕〔其外膳一五・本一大失願申〕の事。（一綱を除く五三計）

廿八日、乙巳。伝へ聞く、都督（藤原高遠）石清水・春日等に参ると云々。〔内〕、後日の由を表かつた。

廿九日、丙午。権僧正勝算枉駕して云ふ、「来る六月七日觀音院に於いて丈六の絵像不動尊を供養し奉るべし。前大僧正觀修を以つて導師と為すべし。其の前の事用意致すべく、又來訪すべ

し」といへり。

【季の御読経発願】

三十日、丁未。召使今日季の御読経発願の由を告ぐ。参内す。左大臣、内大臣、大納言懷忠、中納言齊信・時光・俊賢・隆家、參議有国・輔正・行成・正光等同じく参る。未の刻鐘を打つ。俊賢・輔正・行成・正光南殿に候し、自余御前に候す。行香了りて退出す。

【盜藏人量能の宿所に入り、綿衣を取るの事】

増進師に請ひ新写経を講演せしめ奉る。但し今月は薬草喰品。左兵衛督食物を隨身し、都督の許に向ふと云々。今日窃盜藏人（藤原）量能の宿所に入り、綿衣を挿着し、南殿の前を渡り、日華門・

宣陽・春華等の門より出でて逃げ去る。此の間左近・左兵衛陣の官人追捕せざるの由、召勘せらると云々。

五月

一日、戊申。馬寮競馬の毛付を進む。

【左衛門督公任卿書写山の性空聖人の許に向ふの事】

（全文）「丈八入り御中臣嘉義手詠き軒を來る」。

三日、庚戌。馬場所の官人等藤蕨糟酒等を献ず。左の荒手結。今日左衛門督（藤原公任）播磨の性空聖の許に向ふと云々。件の聖播磨国書写山に住む。更にア番敷勝田を一案の固実寺學

【左大臣書写の聖人の告げに依りて、千部仁王經を供養せらるる事】

四日、辛亥。府の荒手結。左府（藤原道長）に詣る。今日三十口の僧を以つて千部仁王經を供養す。播磨の性空聖の告げに依る

といへり。主人公卿の座に加はり着く。行香へ主人行香すと了り、請僧に布施を行ふ。殿上人、地下人これへ疋絹紙に裹む。但し僧網数を加へ、僧都・律師差有るかを取り、上達部・殿上人饗饌を羞む。

百僧賀坐す。里不傳大夫・六立寺某也」教る。

【不斷法華經御読経発願】

次いで参内す。諸卿へ中納言（藤原）齊信・（藤原）時光・（源）俊賢・（藤原）隆家、參議（藤原）有国・（藤原）懷平・（藤原）正光、三位中将（藤原）兼隆と同じく参る。但し左府物忌に依りて参入せず。右大臣先に内に候す。今日不斷法華經御読経発願。申の刻鐘を打ち、酉の刻行香し、諸卿退出す。

（全文）「御日落もア吉くもの由、答謝」丁る。

〔左大臣家三十講始め〕

今日左府三十講⁽¹⁾始めと云々。追従の上達部また帰参すと云々。

（口、支那、西蕃の子供を取る）

（頭書）「夜に入り府生中臣嘉数手結を持ち来る」。

〔左近の真手結の事〕

五日、壬子。手結文下し給ふ。左の真手結。

六日、癸丑。大式（藤原高遠）今曉河陽を離るる由、修理進行正

彼の御消息を伝へ申す。騎射の射手不射の輩を以つて多く手結に書き載す。祭の使の時に臨んで理巡と称して舞人に差はさる。今より已後不射の輩に至りては理巡に当たると雖も、祭の使に差はすべからず。須く不射の交名を注し、其の所の官人署し了り大将に覽せ、手結に加へ継ぎ、印を捺さしむべし。祭の使に差はすの日に及んでは件の勘文に依り⁽²⁾定め差はすべきの由将等に触れ仰せ下すべきの状、將曹（身人部）仲重に仰せ了んぬ。午後甚雨。

申の剋ばかり権中将（藤原）公信府生嘉数を以つて言送して云ふ、「陪膳の番に依り先に参内す。官人等の所に仰せ遣り、申し送りて云ふ、「馬走の水⁽³⁾盈ち溢れ、騎射すべからず」といへり。須く答報に隨ひて進止すべし⁽⁴⁾。なかんずく日已に昏時に及ぶ」とい

へり。明日改めて行ふべきの由、答報し了んぬ。

〔右近の真手番の事〕

七日、甲寅。時々雨。今日真手結。雨に依りて今日に及ぶ。米十九石日を兼ねて送るべき由、（清原）為信真人に仰す（四石は索餅、次いで十五石は饗料）。大掛五領・絹五疋（今年の射手減す。これ射手の官人等勅勘の事に依りて、奉仕せざるなり）。信濃布百端馬場に送り、垣下朝大夫・六位等差はし遣る。

〔頭中将手結の中間退き立たるは例に非ざるの事〕

夜に入り府生嘉数手結を持ち来る。頭中将（藤原）実成・中将公信着く。而るを頭中将内の召と称し、中間参内す。近代職事の人⁽⁵⁾召の由を称し事を了へざるに起座すと云々。往古聞かざる事なり。一日左近の手結の日藏人少将（藤原）経通喚有りと称し参内すと云々。或云ふ、「人に異なるの由を知らしめんが為、藏人等に語り、召さしむる所なり⁽⁶⁾」といへり。奇怪の事なり。誰人の伝ふる所の固実ぞや。手結は府の大事、公家の知るしめす所、止む事無きに非ずんば可ならず。更めて経通朝臣を召し一家の固実を尋ね問ふべきか。近代の人自案を以つて固実と為すは、甚だ前跡に背くの事なり。後の為にいささか記す。今日頭中将中間に退出す。

而るを署所に書かざるは、然るべからず。」一門、神吉以土、一

八日、乙卯。手結を下し給ふ。字の誤り多し。中将公信書く。亡室（源惟正女）の遠忌(7)、諷誦を天安寺に修す。

十三日、己未。午後甚雨。一二時を経て止む。又小雷。將曹仲重云ふ、「明日左府騎射三已上の手の者を召す有り(9)。左近又々この如し」と云々。

十四日、甲子。越後守義主（義親）贈辱來也(10)、「雨興虫も

十日、丁巳。左中弁（藤原説孝）先日下勘せしめし所の宣旨三枚を将来す。即ち藏人（藤原）隆光の許に遣る。尾張守（藤原）中清云ふ、「昨日左府に於いて相議せられて云ふ、「十三日殿上人お行事と為すと云々」と。彼の日騎射有るべし」と。未だ其の由を知らず。

十五日、壬午。資平式御(11)より來りて云ふ、「今日三十鶴五巻

「御読經結願の事」(12)

十一日、戊午。内豎來りて云ふ、「今日已の剋御讀經結願す」といへり。仍つて參入す。左大臣、右大臣、中納言齊信・時光・俊賢・隆家、參議有国・懷平・（藤原）行成・正光同じく參る。左大臣先に賑給文(8)へ右大弁行成書くを定め奏す。未の剋鐘を打ち、左大臣以下參上す。暫く殿上に候し、出居着座の後御前に着く。公卿八人御前に候し、自余は侍所に候す。行香了りて余即ち退出す。今日三位二人（平）親信・兼隆参入す。

寛弘二年五月
十六日、辛酉。資平式御(11)より來りて云ふ、「昨日三十鶴五巻

「御讀經結願の事」(12)

十一日、戊午。内豎來りて云ふ、「今日已の剋御讀經結願す」といへり。仍つて參入す。左大臣、右大臣、中納言齊信・時光・俊賢・隆家、參議有国・懷平・（藤原）行成・正光同じく參る。左大臣先に賑給文(8)へ右大弁行成書くを定め奏す。未の剋鐘を打ち、左大臣以下參上す。暫く殿上に候し、出居着座の後御前に着く。公卿八人御前に候し、自余は侍所に候す。行香了りて余即ち退出す。今日三位二人（平）親信・兼隆参入す。

十七日、壬戌。千の駿河より聞也(13)、「今日東北湖の雜物を申す弁文(14)を進めしむ。前日を改めて云ふ、「今日東北湖の

「昨日騎射次いで八的を射しむ」

十四日、辛酉。早旦（藤原）資平左府より來りて云ふ、「昨馬場に出で、左右近の騎射おのの三人、又三兵、次いで厩馬を馳せしむ。次いで八的を射しむ。更めて堂に帰り、殿上人出す所の物

等を弁備せしめ、作文の事等有り」と。資平四位少将（藤原頼通）の曹局に宿るも、案内を知らず、作文の事等未だ畢らずと云々。へ定め事無きに似たる、何事ぞや。ただ人の費えを取るのみ。^は請僧並びに上達部・殿上人・諸大夫の饗、近江守奉仕すと云々。右衛門督以下恪勤の上達部祇候すと云々。七八人の上達部を以つて世恪勤の上達部と号す。^は朝夕左府の勤めを致すか。

^{十一日、亥子。内裏來らるま。【今日口の政事御用掛附】}十一日、亥子。内裏來らるま。【今日口の政事御用掛附】^は請僧並びに上達部・殿上人・諸大夫の饗、近江守奉仕すと云々。右衛門督以下恪勤の上達部祇候すと云々。七八人の上達部を以つて世恪勤の上達部と号す。^は朝夕左府の勤めを致すか。

〔左大臣三十講の五巻〕

十五日、壬戌。資平左府より還り来りて云ふ、「今日三十講五巻の日」と云々。参会の上達部以下殿上人・地下人等捧物す。雨に依りて堂上を廻る。主人捧物す。外帥（藤原伊周）並びに中納言（隆家）以下会合し、皆悉く捧物して廻ると云々。

^{十六日、癸亥。亡室の遠忌。}諷誦を仏性院に修す。ヤ（蘿栗）中十九日、丙寅。午の剋ばかりより雨降り雷雨。内に参るは、右大臣（顕光）、中納言齊信・俊賢・隆家、參議有国・懷平・忠輔・行成へ一宮（敦康親王）に候す。惱み給ふに依ると云々。陣に候

國の俸料を加へらるべきの定め、緑海国の御俸料の官符、若しくは美乃国の官符寄せられ給ふや」といへり。定めに従ふべき由を答へ了んぬ。早旦（蘿栗）資平玄孫より來りア云々。〔和歌書

〔和日御はばなす八幡寺博士〕

十八日、乙丑。午の剋ばかり雨止む。然れども時々雨あり、河水減せずと云々。法性寺の座主消息を送りて云ふ、「今日東北院の事如何。河水極めて深く、渡るべからず」といへり。仍つて騎馬の者をして水を実検せしむるに、即ち還り来りて云ふ、「浅き所を尋ねて罷り渡るも、水鞍爪を衝く。車に至りては渡るべからず」といへり。此の間法性寺の座主僧都來り、同じく此の旨を陳ぶ。仍つて参詣すべからずの由にて、新写經・諷誦文等を東北院に奉る。座主の弟子騎馬にて相副はしむ。諷誦布に至りては湿損の恐れに依り、持ち渡るべからずといへり。斎食余の前^は、殊に又飯気味物等を調ず。これ十二合の外なり。仍つて十二合を食せず。衝重の物に打敷等を相加へ、慶円僧都の御房に送る。増進読經に在り。仍つて斎食せしむ。

〔和日御はばなす八幡寺博士〕

十九日、丙寅。午の剋ばかりより雨降り雷雨。内に参るは、右大臣（顕光）、中納言齊信・俊賢・隆家、參議有国・懷平・忠輔・行成へ一宮（敦康親王）に候す。惱み給ふに依ると云々。陣に候

せす。右大臣以下東宮の御読經に参る。行香了りて退出す。

〔祈年穀奉幣の定め〕
右大臣陣に復し、祈年穀の御幣使を定め申す。
廿日、丁卯。黄昏、左府及び諸卿の車多く門前を過ぐ。案内を取
るに冷泉院重く悩み給ふ。仍つて参入せらると云々。

廿三日、庚午。大式の内房の類船河尻を去ること幾ならずして、
多く漂損するを以つて、人多く溺死すと云々。これ雜色長清光
の説なり。午の終りの剋ばかり暴雨大雷。なかんずく三箇度極め
て猛し。幾ならずして雷雨共に止む。参内す。陣の壁後を徘徊
するに、雨仗座に漏り泥の如し。仍つて陣に着かず。此の間左兵
衛督（懷平）参入し、相俱に殿上に参上す。右大臣参入し、続い
て尹中納言（時光）参入す。右大臣云ふ、「御前に候するに、仰
せて云ふ『近衛の次將參らず』と。而も早なる参入のこと再三仰
せらる」といへり。頭中将（実成）勅命を伝へて云ふ、「陣官候
せず。召問すべし」といへり。便ち頭中将に仰せて、右大臣・余
・尹中納言陣座に着き、丞相外記を召し、御幣使の事を問ふ。余

く悩み給ふ由と云々。權中納言（隆家）同じく此の由を示送す。

〔三箇所の霊靈〕
今日両三處霊靈。大炊寮。大監物（永道）輔範宅、源中納言（俊
賢）家牆垣を隔てず一處の如し。（大江）以言朝臣の宅と云々。

廿四日、辛未。左府に参る。右大臣、内大臣（藤原公季）、大納
言（藤原）道綱、（藤原）懷忠、中納言齊信・時光・俊賢、參議
有国・（藤原）懷平、（藤原）忠輔・正光、三位二人（親信・兼
隆）堂前の座に着く。立義者一人（天台教円・興福寺経救）。探
題小僧都覺運・律師澄心。問者おのの五人。天台先に経救に問
ふに、三得、一不、一未判。法相教円に問ふに、四得、一未判。
秉燭に臨んで事了んぬ。右大臣諷誦を修す。絹三十疋。内大臣
二十疋。饗膳盃酒の間、夜漏既に闇。主人念珠二連を持ちおのの
の両丞相に分ち与へ、その詞に云ふ、「仏を拝み給ふべし」とい
へり。上達部の装束或いは宿装束、或いは直衣等なり。

〔八省院に行幸し、諸社に奉幣使を立てらるるの事〕
廿六日、癸酉。今日八省行幸の由將曹安春申す。未の剋ばかり参
内す。左右内三相國、中納言齊信・時光・俊賢、參議有国・懷平・
座を起ち藏人（藤原）隆光宣旨四枚を下し、即ち退出す。一宮重

輔正・忠輔・行成・正光、三位中将兼隆等陣に在り。右大臣宣命の清書を召し、陣の壁後に於いて内記に持たしむ。宜陽殿の壇・軒廊等を経、御所に進んで奏聞し、陣の北の座に復す。先例南の座に着き、宣命を召し、見了りて内記に返し給ひ、小庭を渡りて御所に進む。而るを今日然らず。若し左府南の座に着くに依りてか。上薦南に在りと雖も、案内を申し猶其の座に着き、宣命を見るべきものなり。今日の儀前跡に違ふ。申の二點八省に幸す。右大臣東福門に進み、伊勢の宣命を給ふ。しばらくして御輿御本宮に帰る。右大臣仗座に於いて石清水等の宣命を給ふ。石清水の使権左中弁（源）道方、使の闕怠に依り、忽に事の由を奏し差し遣る所なり。加茂の使参議（菅原）輔正へ年已に八十有余、此の如きの使に差さるべからず。左相同じく此の旨を陳ぶ。松尾参議行成、平野参議正光。自余記さず。了りて酉の刻ばかり退出す。

六月
丁卯。貴君。玄林又ち御院の車を入門前を歴く。案内を率三日、己卯。参内す。内大臣（藤原公季）・勘解由長官（藤原有国）・左大弁（藤原忠輔）参入す。暫く陣に候して退出す。かれこれ云ふ、「昨より左府（藤原道長）惱まるる氣有り」と云々。典葉頭（丹波）重雅朝臣云ふ、「左府昨より惱氣有り。今臥して起き給はず。飲食例ならず」と云々。

内す。玄林又内三井園、中林吉香園・御光・秀賀・寺賀・寺賀吉園・斷平。六日、壬午。辰の刻ばかり左府に詣ず。近江守（藤原知章）朝臣を以つて消息を申し入る。惱まるる所猶いまだ尋常に復さずといへり。卿相多く会す。しばらくして帰る。

（頭書）「今日の半夜より慶円大僧都を以つて不動調伏法を修せしむ。今年慎むべきに依る。伴僧六口。阿闍梨淨衣帷を加ふ。苦熱の間に依るなり」。

〔「權僧正勝算觀音院に於いて丈六の不動尊像（絵像）を供養の事」下略〕
七日、癸未。朝の間甚雨。觀音院に参り難かるべく、先に書状を僧正（勝算）の許に送るに、返状に云ふ、「雨の間を得て形の如く修すべし」といへり。此の間雨止む。講師の前の物へ折敷十二枚、打敷を加ふ。屯食一具。大破子二荷へ送らしむ。午の刻ばかり觀音院に参る。今日權僧正（勝算）丈六の不動尊像（絵像）。又侍者有りへを供養す。御堂の前仮屋を構へて飾りを加へ、其の前に高座を立つ。東西に幄おののおの一宇（床有り）を立て、贊衆の座と為す。卿相・殿上人・諸大夫の座は中門の東脇に在り。音樂声を発するの比、講師前大僧正（觀修）中門より入りへ白の蓋を指す、贊衆廿人（皆阿闍梨・慈覺（円仁）・智證大師（円珍）

の門徒相交るゝ。講師の前に立ちて行道す。三匝了りておののおの座に着く。其の事真言の供養を用ふ。十弟子執物有り。此の中に香象有り。供花の童有り。供花了りて鳥舞。被け物有り。法師これを執りてこれに被く。次いで講師の十弟子の僧へ東方へ衣を脱いで舞の童に被く。次いで胡蝶舞。同じく被け物初めの如し。次いで十弟子の僧（西方）同じく衣を脱いでこれに被く。初めは練色。此の度は鈍色。講師の僧正衣を脱いで胡蝶の童に給はしむ。高座に居ながら、頗る便無し。但し興に乗るか。此の間小雨。賛衆の座を東西の廊に移すも、しばらくして雨止む。賛衆講師の後を進み、唱贊の声了りておののおの退きて本の座に復す。更めて礼盤を庭中に立て、御導師戒秀これに着き、誦經の導師と為る（装束二箇、又裏物有り。若し袈裟を納むか。自余法師の具等これ有り。香爐・如意・三衣・水瓶等の如きなり。追記すること能はず。又檳榔毛の車を引き立つ。左大臣家諷誦を修す。布百端）。大和守（藤原）景齊講師の禄へ桜色の綾の袍。長き白袴。紅に染むべきかを執る。賛衆の禄は諸大夫これを執る。導師の禄は法師これを執る。講師座より下りて退帰す。音楽を発す。講師本の道を経ず、西方より堂に昇り問行す。隨時の便宜か。法師等十弟子の禄を執る。追被けなり。此の間賛衆座に在り、粉熟を羞め、諷誦の物を分かち行ふ。権僧正上達部の座に來り、余に向かひて

云ふ、「雨を冒して過ぎ給ふ。喜悦申し侍り。不動尊聞こさしめ給ふといへり。現世後世、御護りに奉らしめ給ふなりと云ひて、独鉢を執り余に授くへ件の独鉢蒔絵の置口の筥に納む。阿闍梨心譽これを持ち僧正の後に従ふ。余の外の卿相に心譽これを取りこれを授く。独鉢皆縲の薄様の色紙に裏む。其の紙注に云ふ、「常居一處、不捨離身、生々世々、三昧耶形」といへり。受け了りて僧正退帰す。更めて四位少将頼通を中門下に召し、件の独鉢へ。左府の料を相加ふと云々を授く。その後舞おののおの一曲へ大唐・高麗。童舞。後の舞未だ了らざる間、余座を起ち出づ。卿相従ふ。途中大雨に遇ふ。今日參会の卿相中納言（藤原）斉信・（源）俊賢・（藤原）隆家・參議（藤原）懐平・（藤原）行成・三位（平）親信等なり。

（源）俊賢・（藤原）隆家・參議（藤原）懐平・（藤原）行成・三位（平）親信等なり。

九日、乙酉。夜に入りて觀音院の僧正（勝算）過ぎ、一日の詣向の悦を謝す。其の詞懇切。又云ふ、「所帶の職、觀音院の司、山王院の事を辞すべし」といへり。出仕すべからざるに依りて、夜に臨んで来る所なりといへり。左府の病損じ平ぐも、飲食不快、舌惱氣無きに非ずと云々。齋中持忠誠、寺籍帳登表へ中終元〇十五日、丙未。今日公卿召まつた。参入せず。申の際以て「雨に依り中院の行幸無きの事」

十一日、丁亥。雨。將曹（身人部）仲重云ふ、「權左中弁（源道方）云ふ、『中院^切の行幸有るべし。中隔を掃除せしむべし』といへり。但し外記未だ行幸を仰せざる由」と云々。若し雨脚止まずは、行幸有るべからざるか。後に聞く。雨に依りて行幸無しと云々。

十三日、己丑。今日修善結願す。僧都の被物（樹・一重袴）、絹五疋・麻細十五端・牛一頭（去る正月左府志す所の牛なり）。伴僧の米・布等なり。参内す。右金吾（藤原資信）・左武衛（藤原懷平）・左右両大丞（藤原忠輔・行成）同じく参る。しばらくして左武衛相俱に退出す。内大臣陽明門の内に相逢ふ。左武衛左近府に立ち隠る。内丞相を過ぐさん為か。

〔中宮の御読經〕
〔中宮の御讀經〕。賴朝の歿玉たゞ拂ひけ附翼の遺^{のこ}候お

十七日、癸巳。参内す。次いで中宮（藤原彰子）の御読經（飛香舍）に参る。右大臣（藤原顯光）、内大臣、中納言資信・俊賢・隆家、参議（藤原）有国・懷平・（菅原）輔正・忠輔・行成・（藤原）正光、三位親信・（藤原）兼隆参入す。行香了りて申の剋ばかり退出す。明後日公卿召有るべしと云々。

○門前附文（中宮の行幸無事の事）
○門前附文（中宮の行幸無事の事）

〔公卿召〕 中宮の行幸無事の事

十九日、乙未。今日公卿召と云々。参入せず。申の剋ばかり一両の許より除目を注送す。權中納言忠輔、参議源経房へ中将元の如しく、左大弁（藤原）行成へ侍従元の如しく、左中弁源道方へ宮内卿元の如しく、權左中弁（藤原）朝経、右中弁（藤原）経通、民部大輔源方理、内蔵頭（藤原）頼親へ中将元の如しく、左少将

（藤原）忠経、右兵衛權佐（藤原）頼宗、摂津守（藤原）方正、同蔵人頭源頼定。蔵人頭示送し、「忽にて小舎人に給する祿物無し」といへり。絹一疋を送る。信濃布三端、これ仕人の料なり。旧例は二端。近例を知らざるに依り、今一端を増し送る。而るに示送して云ふ、「近代は五端」といへり。仍つて又今二端を送る。又云ふ、「他の布一端を加へ四端を給し了んぬ。」これ旧例なり。近代の例に拠らず」と。但し返送の後布二端を送る。

ト番五箇段す。更もナ四端を休^ハ源頼定中間不^ハ出^ハ、君の越後^ハ舍^ハに參^ハ。右大臣（藤原顯光）、内大臣、中納言資信・俊賢・隆家、参議（藤原）有国・懷平・（菅原）輔正・忠輔・行成・（藤原）正光、三位親信・（藤原）兼隆参入す。行香了りて申の剋ばかり退出す。明後日公卿召有るべしと云々。

廿六日、壬寅。左頭中将（源頼定）云ふ、「明日文書を奏すべく、

又宣旨を下すべく、右中弁経通明日初めて結政^四に着くべし。又宣旨を給ふ」といへり。未の剋ばかり雷鳴す。但し雨は降らず。幾もあらずして雷公声を收む。仍つて随身を差し障りの由を藏人の許に示送す。

〔新任の中納言・参議初めて参るの事、敷政門を出入するは先例に非ずと云々〕

大外記（滋野）善言朝臣云ふ、「今日宰相中将経房初めて参るに、敷政門^三より出入す。其の次に権中納言忠輔参入するに、同じく敷政門^三を用ふ。はなはだ奇怪の事なり」と。右中弁経通朝臣云ふ、「左府宰相中将に命じて件の門を出入す」といへり。古今此の例有らず。右頭中将（藤原実成）一昨より悩み煩ふ由と云々。仍つて将監興光を以つてこれに問送す。即ち内府の御返事有り。煩ふ所はなはだ重しと云々。内府彼の宅に渡り給ふと云々。

廿七日、癸卯。参内す。左兵衛督（懷平）云ふ、「右大弁（藤原説孝）今日申し文に候すべし」といへり。仍つて案内せしむるに、其の用意有りといへり。申文史書杖に挟み、陣の腋を渡る。仍つて余膝突を置かしめ、南の座に移り着く。右大弁参議の座に着き、左兵衛督暫く納言の座に着く。是より先源中納言（俊賢）

寛弘二年六月

座に在り。大弁笏を端して云ふ、「申し文」といへり。余目するに、唯を称して陣腋を顧みる。史（惟宗）博愛書杖を持ち小庭に跪く。余目するに、唯を称して膝突に着く。余書を取り、一々披きて見了んぬへ一枚は伯耆・阿波の鉤匙文、一枚は馬料文。先づ表の巻紙を給ひ、次に一々文を給ふ。史書を捧げて覽、余一々判許す。判毎に唯を称し、元の如く表紙を巻き、杖に加へて退出す。新頭中将頼定膝突に着き、宣旨へ斎宮の申請。斎宮の九月の御装束料の絹五疋。近江国と云々^四を下し給ふ。右中弁経通^一新弁^二を召し、下し給ふなり。余北の座に復し、尹中納言・左大弁・宰相中将参入す。余しばらくして退出す。諸卿相従ふ。左府上表すと云々。

〔法興院の御八講始め〕

廿八日、甲辰。この日法興院^四の御八講始め。慎む所有るに依り参入せず。興光を差し、重ねて右頭中将の病を訪ぶ。

〔六月祓の事〕

〔左衛門権佐允亮六月祓の役の番長二人を決断の事〕

阿闍梨深清來りて云ふ、「昨日仁和寺の別當に任せらる。仍つて来る所なり」といへり。其の次いでに雑事を談ず。昨日左衛門府の六月祓^四の間、番長二人権佐（令宗）允亮朝臣の為に無礼を致

寛弘二年七月

す。仍つて非違を弾決すと云々。〔法性寺の礼堂の作料貞信公一門の公卿奉加の事〕

廿九日、乙巳。允亮朝臣來り談じて云ふ、「一昨本府に於いて例に依り六月祓を行ふ。番長・案主等を以つて尉以下の手長の役に従はしむべく、而るを佐の行酒並びに手長府の掌を以つて役はし

め、吉上を以つて志以下の行酒を為す。先例然らず。仍つて非例の旨を以つて再三仰せ下す。而るを番長高橋正連・番長真髮部忠満承従せず、放言の如き事有り。志以下の汁物未だ居えずして、

己に数剋に及ぶ。仍つて允亮起座し、檢非違使の官人を招集す。

右府の官人然るべき事有り、庁の方に参会す。仍つて饗の座に招

預し、相俱に会合す。即ち正連・忠満等を召し出で、美服へ細

布かへを着るに依り、破衣決罪す（付繩決答等なり）。了りて更めて本座に復し、饗の事を畢んぬ」といへり。件の事公家に訴ふべしと云々。然りと雖も何の事か有らんやといへり。左近府の官人以下、右兵衛府の官人以下、左府に於いて饗禄を給はると云々。左少将忠経・右兵衛佐（藤原）頼宗等の朝臣の新任の饗なり。

〔法性寺の禮堂の作料貞信公一門の公卿奉加の事〕

三十日、丙午。美乃の俸料の官府、法性寺の座主院源僧都の許に送る。法性寺御願堂の礼堂（先の朱雀院）の作料なり。左府の御

定め。則ちこれがの僧都先日来る所。貞信公一門、納言以上の國

俸の料に触れ、彼の造作の料に宛つべしといへり。仍つて施入する所なり。

〔法性寺御願堂六月祓の事の番員一人と大酒の事〕

〔六月祓の事〕

法華經を供養し、化城喻品を講じ奉る（講匠は増進）。解除すること常の如し。

〔法性寺御願堂六月祓の事の番員一人と大酒の事〕

寛弘二年秋冬

七月

〔射場に於いて学生等を試みらるるの事〕

十日、丙辰。今日学生等（御書所所望の人等）射場に召し、御題を給ひて試みらるる事。皆これ御書所に候すべきの望み有る者等と云々へ先例聞かざる事。學問の料を申すの者此の例有り。左頭（源頼定）件の案内を問送するも、対答を略す。又内より示送して云ふ、「学生等月華門より参入し、弓場殿に候すへ西面北上」。即ち御題を給ふ。秋叢の露珮を作す（含を以つて韵と為す。七言八韵）。文台廊中に立てへ文台の上に笛を置く、検試の近衛の次將壁下の座に在り。秉燭以前に獻すべし」といへり。晚

頭示送して云ふ、「学生九人奉試し、申の剋詩を献じ畢んぬ。す

なはち御前に於いて評定す。左大臣（藤原道長）・右衛門督（藤原資信）・源中納言（俊賢）・新中納言（藤原忠輔）・左大弁（藤原行成）朝臣・（藤原）広業召に依り御前に候す。大中臣奉親・藤原公政・同雅任・中原長国等御書所に候すべきの宣下し畢ぬ。秉燭すべからく來談すべし。今日の事題下し給ひ学生に授く。御筆に依り返し取り奉るべくも、而思先奉。明日尋ね取り献ずべし」といへり。又云ふ、「明日右大将獻すべし」といへり。
又云ふ、「明日右大将參入すべし」といへり。「相撲の召仰せの事を仰すべく、音楽の事有るべし。仍つて兼ねて宣下すべきの由仰せ事有り。又大將出居¹⁴等早に参らば、早に御出有るべし」といへり。明日参入すべきの由相答へ了んぬ。

〔大安寺開基の事〕
「大式府に着くの事。彼の人の消息到来す。」
大式（藤原高遠）の去月十六日の書今日到来して云ふ、「六月十四日巳の卯水城に着き、印鑑を請ひ取り¹⁵、午の卯府の宿所に着く。先づ任符を奉行せしめしの後、房の座に着き、神宝行事の官人¹⁶を定め、並びに諸司の鑑等を請ひ取る。自余の事記事するに違あらず」と。余答へ云ふ、「然るべさひす。大き御ますほや、「御わざある」。本郡云々、「限當申すへもお土難へ盡十七日、癸亥。大外記（滋野）善言朝臣來りて云ふ、「左府の消

息に云ふ、「今日定め申すべき事有り。必ず参入すべし。縋ひ所勞有りと雖も、相扶けて必ず参入すべし」といへり。右頭中将（藤原実成）病間頻訪を謝するの由と。又云ふ、「今日相撲の内取を始むるに¹⁷、聊か雑事等を相示すこと有り」と。府生（多）武吉相撲並びに樂所等の定め文を持ち来る。中将（藤原）実成・少将（源）済政定めて云ふ、「相撲の御装束の事、先日装束使に仰すべきの由、外記に仰す。而るを左中弁（源道方）転正の後、未だ装束の宣旨を奉ぜず」と云々。仍つて今日左小弁（藤原）輔尹朝臣に仰す。

すること頗る傍輩を越ゆ。仍つて兼任□べし」といへり。仰せて云ふ、「請ひに依る」と。左府云ふ、「別当を仰すべきは上卿へ道綱か」といへり。余答へて云ふ、「然るべからず。ただ仰せ下さるが宜しきか」と。仍つて右小弁広業に仰せらる。余申の剋ばかり退出す。今日陣に候するの間空鳴二声して、地動く。謂ふ所の音地震か。右頭中将（実成）陣脇に來り、初行の内取の事等を談ず。左頭中将陣脇に於いて云ふ、「相撲の音樂の時、樂曲例を存つか。はた相替ふるや。案内□べきの由仰せ事有り」といへり。大略奏聞せしめ畢んぬ。

〔維摩講師の請書を持ち帰る。□□□加署して返し給ひ了んぬ〕廿一日、丁卯。外記の史生維摩会の講師へ蓮聖。法相宗。本寺。去る九月請書有りの請書を持ち来る。加署して返し給ふ。左金吾表の案送らる。即ち見畢りて返し送るなり。

〔外帥着陣の事。付勅授の事〕。今日の事假イ」餘ひ学生コ對傳聞す。外帥初めて陣に着く。殊に勅授を給ふと云々。世云ふ、「参陣は然るべからず。面目無きに似る」と云々。參す。大中亞率恩賜部・藤中郎吉（秀實）・藤中郎吉（重良忠勝）・式大介〔左衛門督公任從一位に叙するの事。斎院超越後〕古瀬門督（藏

左頭内より示送して云ふ、「今日左衛門督上表するに、即ち返し給ひ、次いで従二位に叙す。件の表の使は右中弁（藤原）經通」と云々。悦び乍ら事の由を達す。尋奉出資平宝。〔對公お云美寺の限當より大安寺を兼分の事上表するに、即ち返し給ひ、又一階を授けらるるの事。付勅使の祿の事〕。五（經通五光）・難（經通五光）・大安寺の取扱り來りて云ふ、「勅使經通纏頭す（女装束）」と云々。件の纏頭の事、今朝思慮するに、兩度の申達に□祿有るの由。表を返し給ふの勅命に云ふ、「懷ふ所有り上る所の表か。殊に一階を叙す。元の如く仕ふべし」といへり。これ資平帰り來りて伝示する所なり。件の慶びは希代の事なり。先日の恥を雪ぎ、還りて光華を増す。下襲・表袴・平緒等これを奉る。彼の消息に依る。夜に入り權中納言を來り、左衛門督の加階の事を賞嘆す。小代（蓮聖）詩明ハモの由、ハモの由。酒ハモの由、ハモの由。〔拔出の事。儀、音樂有り〕。〔叶葉の曉美東の事、式日美東要〕廿九日、乙亥。諷誦を祇園に修す。樂人近衛を兼任するの奏、將曹身人部保春持ち来る。加署して返し給ふ。年来件の兼任の奏を奏せざるも、前例を尋ねて成さしむる所なり。〔今日叶葉の内左金吾（藤原公任）示送して云ふ、「昨の相撲右多く勝つ。而るを構えられて持と成す」と云々。參内す「已の四点」。諸卿いま

だ参らず。左大臣昨より宿所に候すと云々。午の剋ばかり左大臣

以下陣に着く。左大臣、右大臣（藤原顯光）、内大臣、帥（藤原

伊周）及び諸卿参る。

目し、右大臣簾下に候す。殿上の出居の亞将参らず。□奇怪なり。
今日遂に参上せず。

「幕を褰げて円座を置くは謬りの事」

（藤原）五米・（惠）登良

〔青宮参上し給ふの事〕
〔青宮參上し給ふの事〕
〔青宮參上し給ふの事〕

青宮（居貞親王）即ち綾綺殿を経、参上せしめ給ふ。諸卿御供し、

宮司ただ權大夫（懷平）のみ前行し、自余は候せず。宮司・藏人

おのおの一人・帶刀（六人）右近の陣に候するは、式を存つ。

これより先主上南殿に出御す。今晚、中宮（藤原彰子）南殿に

渡御し、見物を為すと云々。左大臣壁後に於いて云ふ、「今日の

抜出何番か」と。余答へて云ふ、「樂有るの年は二番を過ぎず」

と。又問ひて云ふ、「簾下の上に候し、若し樂了らば座に復する

か、如何、慥に覚えず」といへり。余答へて云ふ、「追相撲了ら

ば座に復するものなり」と。左大臣御簾の中に候するは、若し仰

せに依るか。左頭中将云ふ、「皇太子の座の事、問はしめ給ふこ

と有り。先日の示す旨を以つて奏聞するに、仰せて云ふ、「然る

べき事なり」と。但し左大臣云ふ、「御座の東に敷くべし」とい

へるか。中宮の御在所相近きに依る。先例は御座の四間の先に鋪

くなり。内侍檻に臨み、内大臣先に参上すへ大将を兼ねるに依

る。次いで右大臣、帥已次の公卿座に参り着く。内侍右大臣に

寛弘二年七月

左右の相撲屋へ左□□□右□□□、幕を褰げて、出居の円座を置くは、未だ見ざるの事なり。件の事両説有り。一説に云ふ、「相撲長円座を執り、幕の前に置く」と。又の説に云ふ、「幕より指示出す」といへり。而るを今日の事甚だ前跡に違ふ。左右の出居の少将座に着く。次いで左の相撲列を出で、御前に北面して立つ。大臣宣る。「南向け。次いで西」と。又云ふ、「罷り入れ」といへり。入り了り、次いで右左に同じ。但し西を以つて東に替ふ。次いで大臣云ふ、「（宗丘）数木進れ」と。次いで云ふ、「（真上）勝岡（勝岡は右腋）進れ」と。勝岡両度障りを申すも、免ぜられず。仍つて擎攫し、幾ならずして数木負け了んぬ。次いで左伴衆則、右（中臣）為男。為男勝つ。次いで追相撲、官人を以つて仰せ遣らるるなり。追相撲は五人取る。了りて散楽。相撲未だ了らざる間、左右乱声し通奏す。先例は取り了りて乱声を發するものなり。左蘿合・散手・青海波・還城樂・猿樂、右古鳥蘿・貴徳・柏桙（この間秉燭）・大桔桙。大臣以下禄を給はる。近衛の亜将給を執り、母屋の御簾中より出入す。右大臣簾中に候する

も、案内を知らず。比昏黒に入りて、御簾を巻くの間へ左大臣巻く、諸卿禄を近衛に給ふ。近衛櫻樹の下に出で拜舞してへ北上西面へ、退出す。今日参入の卿相は、左大臣、右大臣、内大臣、中納言齊信・公任・俊賢・隆家、参議懷平・輔正・行成・正光・経房等なり。帥へ余の上に列す。伝聞す、春宮大夫帥の下に列すべきに依り参入せずと云々。極めて由無き事なり。後に聞く、

昨今太宰の帥親王（敦道親王）参入し、御簾の中に候すと云々。右大臣樂了らば本座に復すべし。而るを復さず。簾下に終始するは、失なり。

〔瓜を諸卿に給ふの事。付氷共にこれに給ふべき由の事〕
抜出了りて穀倉院の□□を賜はる。舞の間瓜を卿相に給ふ。近衛の次將母屋の御簾の内より出で、左衛門・兵衛佐相交役す。近衛の次將の数少なきに依るか。左頭中将献益す。其の後一兩度巡行す。亞将通りて勧益す。今日瓜有るも氷無し。前例共に給はるものなり。或記に云ふ、「次將簾下に就きて衡重を執る」と云々。件の事両説有りと云々。散手舞ふの間張筵の綱を解く。

〔母屋」又處む御脚參る。

〔青海波の装束の事〕
今日の青海波の装束例年に似ずと云々。前例は重装束を着る。而

るを青色を着る。又垣代即、或は例の装束、或は褐衣。左右近將監已下の近衛等なり。或云ふ、「重装束を着る」と云々。但し青海波の舞人、天暦三年青色を着る。若し彼の例か。そもそも両説あるか。加夕久。而るを今日然らざるは、如何。尋ぬべき事なり。後に聞くに、左の最手即以下相引きて右の幕に来たり見物すと。未だ聞かざる事なり。

〔頭書〕左衛門督公任卿已の勅参内す。報（土師）朝兼□。昨侍従（藤原顯信）昇殿を聽さると云々。□□□侍従経房を宜陽殿に召す。

〔大田宣〕、「〔宗丑〕焼木誠即」。大い即、「〔真・八月。大田宣。〔東面。大い即西〕」。又云々、「畢即入け」
〔昨日内論議の事〕。大い即「昨日内論義即」を聞こしめすに、左大臣（藤原道長）簾中に候す」といへり。殊に聞かざるの事なり。尋ねべきなり。右大臣（藤原顯光）、大納言（藤原）道綱、中納言（藤原）齊信・（源）俊賢・（藤原）忠輔、参議（藤原）懷平・（藤原）行成・（藤原）正光・（源）経房、散三位（藤原）兼隆等参入すと。

〔肥後守為愷郎等良材の為に殺害せらるるの事〕
今日數々參上す。

五日、辛巳。肥後守（橘）為愷朝臣去月八日未の刻、郎等小梶良材の為に殺害せられ、良材自殺すと云々。希有の事なり。良材は為愷の妻の近親と云々。件の事前司兼忠朝臣の許より、後家の許に云ひ送る。又大外記（滋野）善言朝臣云ふ、「為愷の後家父主計頭（小梶）忠臣宿祢の所に告送す」といへり。為愷の後家は忠臣の女と云々。

【東宮の御詔の事】

〔院和歌合□□□□べし〕

院（源）兼業朝臣を以つて仰せられて云ふ、「密々男等に仰せて、和歌を合せしむ。而るを左大臣伝聞し来見すべしと云々。厭却すべからず。此の事言ひ合せんと欲し、明後日参入すべし」といへり。

〔仁王会の定めの事〕、筑紫の駿法（斎藤公盛）昨日の出居の事
左府仁王会の事を定め申すと云々。

〔夕座の出居の有無の事〕

〔最勝講の事。儀〕
十四日、庚寅。今日最勝王經講説の日なり。仍つて参内す。左大臣、右大臣、内大臣（藤原公季）、帥（藤原）伊周、中納言（藤原）公任・俊賢・（藤原）隆家・（藤原）忠輔、参議（藤原）懷

平・（菅原）輔正・行成、散三位兼隆・経房等参入す。申の剋鐘を打つ。其の儀長保四年の儀に同じ。母屋の御簾を巻き、御帳の内に御仏を安置し、御帳の南辺に一間在り。僧綱の座へ東上北面」を敷き、母屋の御障子の辺南壁の下に、凡僧の座を敷く。威儀師座末に加はる「講師十人。聴衆十人。不参の者一人」。御帳の母庇へ晝の御座の間なりに当りて講師の高座を立て、高座の中央に礼盤を立つ。又庇に経机・行香の机等を立つ。今日新写の御写御経有り。長保四年の例証義者有るも、今般候せず。或云ふ、「証者は天台座主覚慶・前大僧正觀修なり。而るを障りを申して参らざるなり」と。出居座し、次いで諸卿参上す。次いで僧侶参上す。御讀經の儀の如し。朝講の講師は大僧都定証・同じく阿闍梨妙尊。夕講の講師は大僧都嚴久・同春隱。朝講了りて行香有り。

「長保の御八講毎日出居有るの事」
〔鶴（慈恩）寺門・中納言（慈恩）殿
後日前例を尋ね見るに、長保四年の最勝講に出居の事所見無く、大同年
年の御八講毎日出居有り。彼の例に依るといへり。

【初日の夕座並びに中間等の出居の有無の事】

天暦九年正月の御八講、故殿の御記（清慎公記）初日の出居の事を注せらる。同日の夕講及び中間・了日等出居の事左右無き由。

【仁王会の事。儀】

廿一日、丁酉。今日仁王会。行事所廻りに依り、五僧に加供へこの中僧綱一口。僧綱は二石、凡僧は一石を行ふ。

【東宮の御惱の事】

東宮（居貞親王）に参り、御惱の案内を取るに、大進（高階）業

原公任、中納言齊信・俊賢・忠輔、參議懷平・行成・正光・経

房八省の東廊の座に在り。しばらくして鐘を打つ。左金吾云ふ、

「上卿南殿に候すべく、源中納言・大蔵卿（正光）・宰相中将（経房）参入すべし」といへり。仍つて三人内に参る。次いで左

大臣以下座を起ち、大極殿の座に着く。此の間權中納言隆家参入す。大極殿内に百高座を立て、講演前の儀の如し。但し百僧の内、法用を用ふ。前々も別して用を請ふること有り。朝講の諸僧退出し、諸卿暫く東廊の間に佇立す。左大臣弁に仰せて鐘を打たしむ。大臣以下座に復し、次いで僧侶座に着き、法用・行道等の儀朝講に同じ。出居の有無の事】

【大臣内に入る儀の事】

夕講了りて諸卿参内す。上官前行し（日没の間なり）、弁・少納言・外記・史修明門の東辺に留り立つ（外記・史弁・少納言の後に立ち、皆西面北上）。卿相は下襷を以つて前と為し、最末の参議は右兵衛の陣の前に留り立つ。次々の人々次第に前を経て加はり立つ。上首（北を以つて上と為す）の大臣卿相の前を歩み過ぐるに、余（第一）に当つて、揖して内に入る（前例を思ふに、陰明門の帰り立ちに当つては、惣て卿相に揖し、上官は一度揖に答ふ。而るを今日は儀を失するなり）。余次いで直揖して入り、諸卿相同じくす。

【大宰府宋人の定めを申すの事。定めの趣き在り】

〔内子安房・職司の南坂ノ一門守。餘院の東（東土井）南殿・御前等の事了りて、右大臣殿上に候し、左大臣以下陣に着

き、大宰言上の宋人の定め有るべし。而るを仗座に饗有り。大臣壁後を徘徊す。左大弁（藤原行成）に仰せて饗を擬せしむる⁽⁵⁸⁾の後、仗座に着く。宋人を安置すべきの否の由を定む。左大臣、右大臣、左兵衛督（懷平）申して云ふ、「宋人は年紀を定めて来るべき由官符を給ひ了んぬ。而るを彼の期を待たず早に来る。若し追却せらるべき」といへり。早に彼の官符に任せて追却せらるべきか。宋人若し便風を待ち罷り帰るべきの由を申すと有らば、隨ひて又裁許有るべしといへれば、追却の名有るも、自ら一両年を廻らば、安置するに異ならず。若し然らば偏に安置せらるべきか。件の事、左府定め申す旨なり。右大臣初め定め申す旨相異なり、定文を書くの間、左府の定めを追問するは奇とすべきなり⁽⁵⁹⁾。下官以下ただ年紀のみ定め下され了んぬ。而るを一年を隔てて帰朝するは、然るべからず。早に追却すべきの由定め申し了んぬへ左衛門督（藤原公任）宮（藤原彰子）の仁王会の事に依り退出し、此の定めに預らず。左府の氣色を見せしむるに、安置せらるべきに似たり。諸卿ただ道理を申すのみ⁽⁶⁰⁾。唐物内裏焼亡の間悉く以つて失せ了んぬ。殊に然るべきの物を撰び、交易せらるに、何事か有らんや。右大臣以下両三卿相の密語なり。戌の終り諸卿退出す。

「四十歳。皇太郎宮大夫。右衛門督。去辛十一日退避不出仕事賞。藤原公丑」。^{「も」}、問「^{「」}、宣送」^{「」}、手稿原公丑の桑子

〔宋人安置すべき由宣下の事〕^{〔五〕}、〔五〕、〔三〕、〔四〕の承前。二十四日、庚子。左頭中将（頼定）來り談じて云ふ、「宋人安置せらるべきの由と云々。須らく天気に候して慥に示送すべし」といへり。しばらくして示送して云ふ、「安置すべきの由宣旨下され了んぬ」といへり。このままで外れる相處・宋處の處、

〔注記〕

寛弘二年（一〇〇五）

⁽⁵⁸⁾ 外帥の詩述懷有り^{〔二〕}俊賢・尚賢^{〔三〕}も^{〔四〕}もに感嘆をいう伊周の詩の「述懷」（じゅつかい）には「心中の思いを述べること」或は、「愚痴をいいたること」などの意があるが、こゝはやはり前者の意であろう。なお「述懷」は古くは「しゆつかい」と読んだようである。

⁽⁵⁹⁾ 昨和歌一首を以つて左金吾（藤原公任）に贈られて云ふ^{〔二〕}。公任は寛弘元年（一〇〇四）十一月以降既に半歳近く宮廷に姿を見せていなかつた。これは藤原齊信に越階されて、その恥辱のゆえに長谷寺に籠つていたからである。『公卿補任』寛弘元年藤原齊信の条に「三十八歳。中宮大夫。右衛門督。使別當。六月四日丁丑子刻着座。十月二十一日從二位。（松尾平野行幸行

事賞。超時光公任)。」とあり、同じく寛弘二年藤原公任の条に「四十歳。皇太后宮大夫。左衛門督。去年十一月以後不出仕」とあるのは、この間の事情を言つたものと思われる。

道長は、この失意の公任の閑居を尋ねて、四月のこの日和歌を贈つたのである。寛弘二年の『公卿補任』の公任の条には更に、

これの後日談の態で次の如く記されている。「七月二十七日重上表。請停中納言。而今日有勅。遣藏人右中弁経通加一階云々。(超時光五十八歳)」。これについては、七月二十七日ではなく、七月二十一日の事として『小右記』に詳細な記事がある。(寛

弘二年(一〇〇五)七月二十一日の条を参照)

(61) 要日=ようじつ。古代・中世、朝廷の官制で、出勤日数の算定に当たつて、一日で二日分に数えられた日。また、三日分に数えられる最要日があり、これをも含めていうこともある。

『權記』長保三年(一〇〇一)九月十日に「今明勸学院物忌也、然而依要日欲參衛」とある。

(62) 其の体綿懨=そのていめんてつ。明順の病状は重態に見受けられた、の意。「綿懨」は「綿篤」(めんとく)・「綿頓」(めんとん)と同意で、病気が重くなること。

(63) 其の病体邪氣の鎮ぎに似て、謬言を陳ぶと云々=ここを『大日本古記録』は、「其病体似邪氣、鎮陳謬言云々」(其の病体邪

氣に似て、鎮(つね)に謬言を陳ぶと云々)と訓み、『史料大成』は、「其病体似邪氣鎮、陳謬言云々」(其の病体邪氣の鎮(ふさ)ぎに似て、謬言を陳ぶと云々)と訓む。今は仮に『史料大成』に従つておく。「邪氣」(じやき)は、当たり。もののけ。それに依つて生ずる病気をいう。

(64) 前筑前守(藤原)高規朝臣へ書状に云ふ=大式の高遠はまだ在京。彼が大宰府に向て河陽(淀川北岸の山崎)を離れるのは五月六日のことである(五月六日の条を参照)。書状中の「貫首」(かんじゅ)は各宗本山や諸大寺の住持の敬称。管主。

なお、高規の書状では、惟仲の薨日を三月十五日と報じているが、『公卿補任』は、これを「五月廿(十)(紀略)四日於大宰府薨」としている。また、『小右記』寛弘二年四月二十日の条では、実説として、その薨を三月十四日としている。惟仲の薨去に至る病状については、寛弘二年二月八日及び四月二十日の条を参照。

(65) 奉議の間頗る班駁の定め有り=政務に於ける評議・衆議の際、横車を押すことが多かつた、の意。「班駁」(はんぱく)は「ませだら。まじる。純粹でない。乱れる」などの意。惟仲の秕政の事は、高規が筑前守時代に聞いていたのである。書状中の「高

66 高田牧IIたかだのまき。筑前国に存在した小野宮家の私牧。

その明確な所在地は未詳だが、長和二年（一〇一三）八月七日に高田牧司宗形信遠が実資のもとに豹皮一枚、贊米等を献進している（『小右記』）のをはじめとして、年々、高田牧は小野宮家に牧駒をはじめ、年貢としての絹糸と牧司の別貢の雜物を納めている。別貢物の中には、豹皮、香料、唐綾等の舶載物を交じっていた。高田牧は莊園化した牧であったといえよう。なお

寛弘二年（一〇〇五）五月十三日の条を参照。

67 下官宇佐の定めの間、用意無きに依り、為す所と云々IIこの訓読は『史料大成』が、「下官宇佐定間、依無用意、所為

云々」と訓むのに従つた。筑前守であつた高規にとつては、豊前国に在る宇佐宮は所管の外にあるが、宇佐宮の事は九国一円の大事として、その神人の愁訴にかかぢらつていたのであろう。そのため自分に領国内に在る高田牧への配慮が足りず、ため

に惟仲の暴挙を防ぎ切れなかつた。この書状は、読みようによつては、筑前国に高田牧の私牧を持つ小野宮家一族に対する、前筑前守としての過状ともとれる。なお、『大日本古記録』はこゝを「下官宇佐定間、依無用意所為云々」（下官宇佐の定めの間、用意無き所為に依ると云々）と訓む。

68 怖畏無きに非ずII礼部（治部卿の唐名）源俊賢には、宇佐八

幡宮の神人の、大宰帥源惟仲の秕政に対する愁訴・告発に当つて、惟仲の肩を持つ言動があつた（寛弘元年七月一日の条を参考照）。今、烈しい病憚に逢つて、俊賢は宇佐宮の誅罰を畏怖するところがあろうか、の意。「引汲」（いんぎゅう）については、寛弘二年正月二十五日の条を参照。

69 明日恐るる由左府に申さしむべしII藤原有信の馬の允任官に

ついて、これを配慮して呉れた道長に、恐懼の氣持を伝えねばならぬ、の意。翌九日の条参照。有信は資平の輩下でもあつて、馬の允任官のことを父の実資に頼んで來ていたのであろう。

70 梅宮祭IIうめのみやのまつり。京都梅宮大社——現在の右京区梅津フケノ川町に鎮座。仁明天皇以後、天子の「外家神」、橘氏氏神として尊崇されたが、橘公公卿が絶えた後は、藤原氏の長者が橘氏是定ゼヒヨウとして社司・奉幣等のことを司つた——の例祭。

71 故殿の女御（藤原能子）II「藤原能子」（ふじわらのよしこ。？～九六四）は醍醐天皇女御で、父は三条右大臣と称された藤原定方。醍醐天皇の崩後、式部卿宮敦実親王と通じ、その仲の絶えた後に、左大臣藤原実頼（故殿）の室となつて頼忠（後の閔白・太政大臣）を生んだとされている（『大和物語』一二〇）。実頼の『清慎公集』には、実頼と女御の交わした歌

が多数遺されているゆえ女御が実頼の室となつたことは否定しきれない。

(72) 御禊點地 || ごけいてんち。御禊の場所の選定書。

(73) 率分の下し文 || りつぶんのくだしぶみ。「率分」とは大蔵省に納入される諸国の貢納物の一〇分の二を割いて大蔵省率分所に別納させて、非常の用に供した制度でこれを正藏率分と呼んだ。また、特に未進納物に対し、前年までの未進数の一〇分の一を当年分に加えて納入させるのを率分制あるいは率徵制と呼んだ。本条は前者の場合で、その率分について諸国に下した文書。

(74) 埃飯 || 塗飯 (わうばん)。尼君 (実資の姉に当たる) に仕える女房たちのために用意した椀に盛った飯。『江家次第』、

供「御薬」調 塗飯、居台盤。『塗』とあるから木製ではないのである。「尼君の西宅」については、寛弘二年二月十日の条の「町尻殿」を参照。

(75) 所の前駆 || ところのぜんく。斎院の御禊の前駆を勤める院の侍所の武官。

(76) 所の前駆一人参り給はざるに依りて || 「依所前駆一人不參給、御禊事」(『大日本古記録』) とある。「給」は、ここでは丁寧語として用いたか、不審。『史料大成』に「依所前駆一人不參、

給御禊事」と訓むのは訓読として不審。

(77) 弁腹の小童へ観葉々 || 「弁」は実資の召人か。(寛弘二年二月

十日の条の「町尻殿」を参照)。実資の妻妾に関しては、源惟正女と、花山院女御であつた婉子女王 (式部卿為平親王女) が正室となつていたことが知られるが、婉子の死後は妻帯することとはなかつた (『小右記』寛仁元年 (一〇一七) 七月十一日の条)。ただ、婉子の侍女との間に一女を得ており、彼女は後に権中納言藤原兼頼 (一〇一四～一〇六三) の室となり、その後は中納言藤原祐家 (一〇三六～一〇八八) と再婚している。

実資は兼頼の死後、彼のために諷誦を修したり、彼の隨身、家司に装束、馬を贈つたり、また彼の母の病修法の料を贈つたりするなどの心配りを見せてるので二人の間に深い関係があつたものと思われる。或は「弁」は、この婉子の侍女であり、「小童觀葉」はその侍女との間に生まれた女子ではなかつたか。なお、「西殿」が前記十四日の条の「西宅」ならば、姉尼君が預かっていた小童を実資の所に寄こしたことにならうか。

(78) 警固の事 || けいごのこと。賀茂祭の時に六衛府が出動して警固につくことは『内裏式』に見え、上卿が警固を指揮する次第は『北山抄』九に見えている。

(79) 仍つて蒙を披く為に申さしむる所か || 如上の事は文室清忠が

家人（けにん。平安初・中期には、家族的奉仕的性格を持つ従

者として主家に仕えた者をいう）であつたがゆえに、彼を啓蒙するため、傍らの者を介して言い聞かせたことであつた、の意。文末の「か」は「申さしめ」てから、やゝ時間を経ての記述のために使われた軽い疑問の言葉。

(80) その過差丞相の志に非ざるのみ||その分に過ぎた志は右大臣のお礼としてはゆきすぎである。「のみ」は強調。裏を読めば、左大臣に追従したものではないか、の意。

(81) 枇杷殿||びわどの。現在の京都御苑南西部に存した道長の邸。彼の土御門第・東三条第などと並ぶ平安全期を通じての名邸の一つである。この邸は度重なる内裏炎上に際しては里内裏として機能することが多く、寛弘二年（一〇〇五）の内裏焼亡に際しては、当時東宮であった三条天皇が移御し、同六年の焼亡の時は一条天皇が遷御した。近衛府使の雅通は、叔父道長の枇杷殿から賀茂祭使に立つのである。

(82) 隨身し侍す||『大日本古記録』はこ、を「隨身持」と作るが、「隨身持・持諸本同、今按或侍歟」とある「史料大成」に従つた。近衛府使の雅通は給わつた御衣を身につけて斎院に、或は賀茂の神前に祇候するのである。

(83) 舍利会の行事、合樹一重を送る||寛弘二年（一〇〇五）四月

七日の条を参照。

(84) 左府牛一隻を志せらると云々||『大日本古記録』はこ、を「左府被志牛一頭云々」と作るが、「左府被志牛一隻云々」とある「史料大成」に従つた。道長は同車した顯光と齊信とにそれぞれ牛一頭を贈るのである。

(85) 思ふ所有るに似たり||貞院の女房に異例の装束を着させたのは、公家におかれでは、これは信濃国に於いて、紅花が「去年旱損悉以損失」のゆえに貢進のかなわなかつた結果である、と衆人に知らせようというご存念があつてのこと、思われた、の意。後の条の「仍為令知衆人、令着白色」を参照。

(86) 色替を許さるる||紅花一斤の代わりに布一端一丈（勅定では布二端であった）を以つて貢納することを許された。「色替」（しきたい）は、他の品物でその代りとすること。色替納（しきだいのう）とも言う。

(87) 紅花は時有り。これを為すこと如何||紅花は夏に収穫出来るものである。十一月以降の受領の身としては紅花の弁済は前司の分附を得てはじめて可能である。その分附が一斤にも満たないではどう仕様もないではないか、の意。「分附」（ぶんづけ）は、官人の任務交替にあたり、前任者が新任者に事務を引き渡すこと。新任者の立場で言えば、これを「受領」（ずりよ

う」という。

(88) 事頗る理に乖く実資の道長批判の言葉である。信濃国的新司藤原佐光が紅花の色替を申請したのを許可したその上に、その代替率までも軽くしている（注記⑥6を参照）、これは藤原氏である新司の肩を持つた処置ではないのか、の意。

(89) 吉田の使よしだのつかい。藤原氏の氏社吉田社の祭りに遣わされる公家の祭使。吉田祭は、永延元年（九八七）から大原野祭に准じて、それまでの藤原北家魚名流の中納言山陰一族の私祭から、二季の公祭となっていた。

(90) 但し頗る見苦しき事等有りこの「見苦しき事等」とは、翌二十四日の記事に見える高遠の両妻の車争いの一件である。これの事後処置は、更に翌二十五日の記事の高遠の消息の中に見える。

える。

(91) 公卿召・弁官次第の昇晉補せらるべしと云々この小除目

（臨時の除目）は、結局六月十九日に延期となつたが、この時

任官の公卿は、藤原忠輔、源經房の二人、弁官は藤原行成等四

人で、藏人頭には源頼定（実資の室の兄弟）が補せられている。

又、この時の将曹の補欠を実資は道長に申請している（本二十
五日の条）。「弁官次第の昇晉」は、弁官が少中大弁と次第を追うて昇進すること。「晉（しん）も「昇」と共に官位がす

すみあがる、の意。なお、寛弘二年（一〇〇五）六月十九日の条を参照。

(92) 御馬馳せおんうまはせ。四月二十二日に、雨のために中止になつていた「雲上の競馬」を今日行なうのである。「毛付文」（けづけぶみ）は貢納された馬の毛色を帳面などに書きつけた文書。

(93) 或言ふ、「主上御惱氣有り」と云々天変怪異を理由に獄囚を免ずということになつているが、眞の理由は天皇の御惱にあつたのではないか。これならば臨時の宣旨（これは軽い）よりも赦令（これは重く、天皇や母后などの病気の時に行なわれる）を出すのに近く、それで重犯者を免じたものか。

(94) 和泉国司（藤原）修政相撲使例の貢相撲を進むるを停めんと申す（主語）——進むるを（述語）——停めんと申す（述語）、相撲使申す（主語）——和泉国司（主語）——停めんと申す（述語）、相撲使

（主語）——進むるを（述語）の、訓読文としては複文の構成。毎年七月に行われる相撲節会に備えて、二・三月頃近衛府より諸国に相撲使を遣わして、相撲人を集め、それを停止してほしいという申告である。「和泉国司（藤原）修政申停相撲使進例貢相撲」（『大日本古記録』）、「和泉国司修政申停相撲使進例貢相撲」（『史料大成』）の訓はいずれも従い難い。

(95) 馬寮競馬の毛付を進む五月五・六日（五日は左近衛府、六

日は右近衛府⁽¹⁾に行われる騎射（うまゆみ）に備えているのである。「毛付」は前出（四月二十五日の条を参照）。その公事

(96) 播磨の性空聖⁽²⁾はりまのしようくうひじり。（？）一〇〇

七）性空は平安左京の出身で、父は従四位下橘善根。28歳の時父を失い、36歳で出家。比叡山の良源に師事し、日向、筑前で修行、後播磨書写山に籠居、この地に円教寺を開いた。以後、

性空のもとへの花山法皇の二度の御幸、また具平親王、僧源信、藤原行成、和泉式部、遊女宮木など多様な階層の人々の参詣や詩歌の贈答が知られている。和泉式部の、聖との贈答歌「暗きより暗き道にぞ入りぬべき遙に照らせ山のはの月」（『拾遺』）

三四二）は、あまりにも有名である。道長も、翌四日の記事の如く、篤く性空に帰依した一人であつた。

(97) 千部仁王經を供養す⁽³⁾せんぶにおうきょうをくようす。千部經供養。祈願や追善・報恩のために一〇〇〇部の經典を読誦する法会。

(98) 僧綱數を加へ⁽⁴⁾僧官が多数であった、それゆえ、の意。「僧

綱」（そうこう）は僧正・僧都・律師などの僧官。

(99) 不断法華經⁽⁵⁾ふだんのほけきょう。不断經。冥福追善などのために、一七日（ひとなぬか）または三七日（みなぬか）の間と定めて、間断なく經を読誦すること。

以後、注記番号は100を越えるので、改めて注記(1)から始めるものとする。

(1) 三十講⁽⁶⁾さんじっこう。三十座の講会の意で、三十座に分けて經論を講ずることをいう。一般には、法華經一部二十八品の前後にその開經たる無量義經一卷と結經たる普賢觀經一卷を加え、一会に一品一卷ずつを講じる法華三十講をいう。法華三十

講はもと比叡山に於いて始められたが、平安中期以降は貴族によつても主催されるようになり、その最初にはじめたのが道長で、37歳から薨する前年の61歳まで毎年欠かさず行われ（主として、本条の通り五月）、それぞれの講会に要した日数は最長が30日、最短の場合でも16日であつた。

(2) 件の勘文に依り⁽⁷⁾これについては、やゝ不審であるが、「件の勘文」とあるのは、直前の「須く不射の交名（きょうみょう）」とあるのは、直前の「須く不射の交名（きょうみょう）」とある。多くの人の名を列記した文書。連名書。散状）を（手結に）注し、其の所（その所属の左近衛府又は右近衛府）の官人署し丁り大将に覽せ、手結に加へ縫ぎ、印を捺さしむべし」とある、その文書を指したものか。

(3) 馬走の水⁽⁸⁾うまばしりのみず。「馬走」は、直線の馬場の馬出から馬駐⁽⁹⁾うまどりまでの距離をいう。こゝは広く、馬場の意で、馬場に降った雨水をいう。

(4) 須く答報に隨ひて進止すべし。今日の右近衛府の騎射実施については、「馬走水盈溢、不可騎射」或は「日已及昏時」のい

ずれにしろ、右近衛大将の実資の決定に従う積りだ、の意。

(5) 職事の人=しきじのひと。「職事」は、天皇直属の藏人所を構成する職員中、その主体をなす藏人頭・五位藏人・六位藏人を総称して言つたもの。これに対して、見習い程度の非藏人を「非職」と言つた。

(6) 人に異なる由を知らしめるが為、召さしむる所なり。職事は天皇に直属する官ゆえ他の官人とは違うのだということを広く知らせるために、藏人同志が互いに示し合わせて召させたのである、の意。然し、騎射は近衛府の重要行事であり、朝廷でもその事を良くご存知の事として、実資は、この或者の言葉を否定し、現今の職事の恣意的な言動を非難している。

(7) 亡室(源惟正女)の遠忌=「惟正女」については注記(7)を参考照。

(8) 賑給文=しんごうのふみ。「賑給」は毎年五月、京中の難民に米鹽を賜つた公事。もと全国に行われたが、朝政が衰えるに及んで、京中に限られるようになった。大臣が陣について指揮し、檢非違使を各条里に派遣して給与したという。その公事に關して奏上する文書。

(9) 明日左府騎射三已上の手の者を召す有り。『大日本古記録』

はこゝを「明日左府有召、騎射三已上手者」とあるが、「明日

左府有召騎射三已上手者」と訓む『史料大成』に従つた。「三已上の手の者」は、騎射に於ける三手以上の手足れ(手練)の者。手足れの者は右近衛府の官人だけからでなく、左近衛府からも召し出そうとしているという、道長のこの行事への言及は、

(10) 尋問せしむるの間=『大日本古記録』は「令尋伺之間」とあるが、「令尋問之間」とある『史料大成』に従う。惟仲が薨じた後、その秕政を朝廷に「言上」した牧司の訴えを受けて、春

利が惟仲に代つて出頭をした、それに対して惟仲の悪政の事を尋問するのである。

(11) 国符を取り健児に持たしめ=「国符」(こくぶ)は国司からの発給文書(今の場合は、春利の搜査・逮捕の許可状の如きものか)を取り、それを健児(こんでい)兵部省に属し、諸国(の)兵庫、国府などを守備した兵士)に持たせて、春利の追捕に向かわせるのである。

(12) 過状並びに日記、雜物を申す弁文=「過状」(かじょう)、「日記」、「雜物を申す弁文」は、それぞれ、被告春利の過忘を以わびる書状、また、事件勘申の調書、さらに、原告牧司の被害

届の如きものか。前記の「厩」（うまや）は拘置所の類か。

「東北院の事」で、実資の祖父実頼の忌日法要を指す。「東北

(13) 定め事無ぎに似たる、何事ぞや。ただ人の費えを取るのみ
近衛府官人を使っての騎射といい、道長邸の馬を使っての競馬、
また八的といい、更には一種物、そして作文、それも徹宵して
——この日は庚申待（庚申会・庚申祭）——その夜は帝釈天を祭
る。同条の「請僧」はそれで呼ばれている）であった——まだ

終らないという、金や時間を浪費するばかりの誠に勝手放題の
やり方である、の意。割注として処理したこの条は、原典では
本文の行間に書かれている。実資の、道長の所行に対する露な
批判のみえるところである。

(14) 七八人の上達部を以つてと号す॥道長或は道長の取り巻き
に対する、実資の揶揄の口吻が感じられるところである。「右
衛門督」は藤原齊信（ふじわらのただのぶ。九六七～一〇三
五）で、公任・行成・俊賢と並び「寛弘の四納言」と称され、
道長の恪勤として知られていた。

(15) 亡室の遠忌॥「亡室」は婉子女王（つやこじよおう。九七二
～九九八。村上天皇皇子為平親王女。母は源高明女。花山天皇
女御。後、実資の室となる）か。但し、婉子女王の卒去の時は、
長徳四年の九月である。

(16) 明日これを為すこと如何॥「これ」は翌十八日の条に出る

院」は洛東法性寺（山城国紀伊郡内、現在の京都市東山区本町
に在り、左大臣藤原忠平の建立した寺）内の子院。忠平の子実
頼が天禄元年（九七〇）に薨去した時、その遺体が安置された
寺院で、法性寺の東北に位置したゆえ東北院と呼ばれたが、創
建も恐らく実頼の手になり、以降小野宮流の寺院となつた。実

資は、祖父実頼や父齊敏の忌日に、度々当院で法要を行つてい
る。この年の梅雨で降り続く雨に賀茂川を渡ることが難しく、
法要の執行を危ぶんだ院源が実資の所にその執行の可否を尋ね
て来たのである。出づかる。【送附】お尚御宗（興語卷）す南

(17) 法性寺の先の朱雀院の御堂॥法性寺を創建した忠平は、朱雀
院（第61代の天皇。九三〇～九四五御在位）の在位を通して、
摂政・関白をつとめて来たが、院はその忠平創建の法性寺に御
願堂二棟を建て、御願寺とした。まだ完成をみていないという
御堂は、この御願寺であろう。

(18) 斋食余の前॥「前」は「膳」で食物の意か。後の六月七日の
条に「講師の前の物へ折敷十二枚。打敷を加ふ。屯食一具。大
破子二荷×送らしむ」などとある。この「斎食」に加えて、実
資は、自分だけの為に特別食を作らせたのだろうか。「殊に又
ノ十二合の外なり。仍つて十二合（僧のお斎料か）を食せず」

とある。

(19) 東宮とうぐうと、立太子の居貞親王（いわさだしんのう）。寛和二年（九八六）立太子の居貞親王（いわさだしんのう）。寛和二年（九八六）立太子の居貞親王（いわさだしんのう）。次の二十日の条に、その御惱のことが伝えられている「冷泉院」（れいぜいいん。九五〇～一〇一）。第63代の天皇の第二皇子。母は藤原兼家の女。の超子。後の第67代三条天皇である。

(20) 大式の内房の類船（ひきふね）、人多く溺死すと云々。これも降り続く梅雨の被害か。「内房」（ないほう）は四月二十四日に「車論」のことが伝えられた高遠の妻である。

(21) 午の終りの剋ばかり暴雨大雷。なかなか三箇度極めて猛し。

（参内す）雷鳴陣（かんなりのじん）である。雷鳴三度以上大聲の時、左右近衛府の大将・中将・少将が弓箭を帶して清涼殿の孫廟に祇候し、弦打をして天皇を守護し、將監以下は蓑笠を着て、紫宸殿の南階を挟んで前庭に陣を組んで警護をした。が

本条を見ると決められた通りにはゆかなかつたようである。後の条の「尹中納言（時光）」の「尹」は彈正尹（だんじょうのいん）で、彈正台——京内の非違を糾弾し、官人の綱紀肅正をつかさどる役所——の長官。

(22) 乘燭に臨んで事了んぬ。〔事〕は「堅義」（りゆうぎ）で、これは本来、南都北嶺大寺で行われた学僧課試の法で、これに

通つた者は、満位に叙されるとともに、順次諸国の読師・講師に任せられた。これを道長邸の法華三十講の講会の座を借りて行なつたのである。「堅義」では、受験者である堅者以外に探題・問者（難者）・精義（証義）・注記・会始・会行事等の諸役があり、なかでも10題の問題を選択して最終合否を決定する探題・堅者を問難する問者、堅者の個々の解答を判定する精義は重要な役目であった。今は、天台（北嶺）の教円と興福寺（南都）の經救が堅者（受験生・解答者）となり、探題は二人、問者は各五人で行なわれている。天台の北嶺側の問者の間に南都の經救は三つを正解、一つを不正解、一つは正・不正の判定に至らぬ結果を出している。「法相」は法相宗（興福寺）で南都側の問者であり、この問者の間に北嶺の教円は、四つを正解し、一つは正解・不正解の判定に至らぬ解答をしている。

(23) 飲食例ならず。道長の病惱の記事は、寛弘二年（一〇〇五）に入つては初めてである。前年の、同じように夏の季節、七月初旬の罹病とは、今回の病状は違うようである。前回は二日間の病臥で治癒しているが、今回は長く六月九日まで一週間に及んでいる。寛弘元年（一〇〇四）七月三日の条及び寛弘二年（一〇〇五）六月九日の条を参照。

(24) 其の事真言の供養を用ふ。〔其の事〕は「行道」（ぎょうど

う。法会の時、衆僧が列を組んで読經しつつ仏堂や仏像の周囲

を右まわりに巡り歩くこと) を「三匝」(さんそう)。みめぐり。

三周)すること。其の事は真言の供養法に従つた、の意。

(25) 法師等十弟子の禄を執る。追掛けなり॥『大日本古記録』は

「法師等執十弟子の禄を執る。追被けなり」とあるが、「史料大成」の「法師等執十弟子の禄、追被也」の訓に従つた。

(26) 喜悦申し侍り॥『大日本古記録』は「貴悦申侍」とあるが、

「史料大成」の「貴悦申侍、○貴或喜歎」とあるのに従つた。

(27) 中院=ちゅういん。内裏武徳門の西、真言院の東に位置し、

正式には中和院(ちゅうかいん)と称し、また神今食院(じんごんじきいん)とも言われた。毎年六月と十二月の月次祭の夜に、この中院の神嘉殿に於いて、天皇親祭の神今食祭が行われた。

(28) 今日公卿召と云々これは四月二十五日に延引となつていた

ものである。

(29) 絹一疋を送る。信濃布三端、これ仕人の料なり॥『大日本古

記録』は「送絹一疋・信濃布三端、是仕人料也」とあるが、

「送絹一疋、信濃布三端、是仕人料也」と訓む「史料大成」に従つた。

(30) 他の布一端を加へ四端を給し丁んぬ॥小舎人の禄物として、

実資から「絹一疋」を送られた時、同時に仕人の料として「信

濃布三端」を送つてもらつた。それに他の布一端を加え四端に

して仕人に支給しました、の意。

(31) 但し返送の後布二端を送る॥仕人の料は「近代は五端」とい

う頼定の言葉で、実資は都合五端の信濃布を送つたのだが、頼定は近代の例に拠らず舊例に依る支給をした。それで実資が後

から送つた分二端は余分となつた。それを頼定は「返送」して來たのだが、それを受けて実資は、頼定にまたの入り用もあるかと考えて布二端を新しく送ることとしたのである。

(32) 結政=かたなし。太政官の政務執行上の一過程。聽政の前に内外諸司からの申文を類別してそれご結びかためておき、(「かたなし」は結びかためる、一括する意) 結政当日、大弁

以下の弁官が一応これを一々披見し、史が再びこれを結びかためておく。官結政は、外記庁(太政官候庁)の南に連なる結政所のうちの弁官の結政所で、また外記結政は、その西に隣接する外記の結政所で行われ、次いで行われる官政または外記政にこれを提出した。実資の縁辺である、新任の頭中将頼定が、実資の甥で、これも新任である右中弁経通の仕事始めの事を知らせて來たのである。

(33) 敷政門=ふせいもん。新任の者の動向が、逐一実資の許に知

らされて来る。「敷政門」は、平安宮内裏の東側の宜陽殿と綾綺殿の間にある門で、この門は陣座と至近であったが、着陣の時などこの門を通れるのは大臣で、納言以下は綾綺殿の北の和（化）徳門を用いることになつていた。

(34) 内府彼の宅に渡り給ふと云々||内府藤原公季は右近権中将藏人頭藤原実成の実父である。藤原実成（ふじわらのさねなり。

九七五（一〇四四）の母は三品兵部卿有明親王女で、室に播磨守藤原陳政（寛弘二年（一〇〇五）十二月二十一日の条を参照）の女がおり、公成を儲ける。長保六年（一〇〇四）藏人頭、寛弘五年（一〇〇八）参議となり、中納言に至る。

(35) 其の用意有りといへり||「其の」は陣申文（じんのもうしふみ）である。「陣申文」は、陣座で取り扱われた諸司や諸国・

諸人からの申請文書を指すと同時に、それらを処理する政務執行の一形式をいう。陣座に着いた上卿が弁官の準備した申文を検討し上奏の要否を判断し、そのまま宣下して差し支えないものは大弁に加署させて官符を作成、処理し切れない案件は陣定に付されたものと思われる。

(36) 近江国と云々||斎宮の申請分は近江国の大弁進するところである、の意。

(37) 法興院||ほこいん。平安京外の東京極大路東、二条末北に一

町を占めた寺院。摂関兼家が盛明親王より買得新造して本邸となし東二条院と呼んでいた邸を、正暦元年（九九〇）五月八日、出家するに及んで寺院とし法興院と号するに至つたもの。兼家は出家の二ヶ月後、此處で没することになる。

(38) 六月祓||みなつきはらえ。六月晦日に行われる祓の一つで、祓具として特に菅貫を用いるもの。夏越祓（なごしのはらえ）ともいう。中臣祓詞の読誦、人形の一撫一吻など禊祓一般の次第を基調として、菅貫の儀を加える。菅貫は茅輪ともいい、茅、管麻などを輪形にして紙で巻いたものを、願主の頭上より身下に後ざまに抜き、祓い終わって刀で切断して人形などとともに川に流す。本条は諸官衛の祓（今は左衛門府）である。今回の執行者は不明であるが、禊祓の行事のあと饗の事が行われたようである。なお六月祓は臣下に於いても個人的にこれを行いうようになつたのは、後の六月三十日の記事の通りである。

(39) 相俱に会合す||檢非違使の官人、右衛門府の官人、そして允亮と三者相俱に会合し、番長一人を召し捕り、別件（美服へ細布か）（細布）（さいふ）は、細かい糸で織った緻密な布）を着るに依る）で罰することとした。「付縄決笞」（ふじょうけつち）は、縄で縛つて笞打つ刑。

(40) 左少将忠経||新任の饗なり||「左少将（藤原）忠経」（ふじ

わらのただつね。?」一〇一四)は、中関白道隆男の藤原道頼(ふじわらのみちより。九七一~九九五)男。右兵衛権佐、左近衛少将、藏人等を歴任し、従四位下左馬頭となる。父の道頼は長徳元年(九九五)25歳の若さで薨去しており、父の死後は、

父の叔父に当たる左大臣道長の庇護下にあつたと思われる。本条の通り、忠経が左近衛少将に任せられた時、道長は同日右兵衛権佐に任せられた男の頼宗とともに二人の新任の饗を自宅で営んでいるところからも、その庇護の程が察せられるのである。

(41) 仍つて施入する所なり。寛弘二年五月十七日の条を参照。

(42) 左頭(源頼定)件の案内を問送するも、対答を略す。その問

答については省記しているが、この度の学生試はその受験生が全員御書所衆を所望しているという異例のものだったので、左頭の頼定が実資の所にその扱いについて聞いて来たのである。

「御書所」(ごしょどころ)については、一般に、宮中の書物を管理する所を御書所(場所は内裏外郭北で朔平門の西に位置する式乾門(しきけんもん)の東脇にあつた)、天皇の書物を保管する所を内御書所(場所は承香殿片廂にあつた)とするが、実際にはその区別がはつきりしない。職員には、別当・預・覆勘・開闢、衆、寄人、候人等があつた。因みに延喜五年(九〇

(43) 秋叢の露珮を作す。秋叢におく露は珮に似て連なりきらめく。「珮」(はい)はおびだま。腰にさげる玉。この御題にこたえ及第して御書所衆に補されたものは、大中臣奉親以下の四名の者であった。

(44) 「明日右大將獻すべし」といへり。『史料大成』は、この条を衍文カと傍注している。
(45) 出居。これには近衛の將・佐をあて、相撲の節会の式場に於いて勝負を審判する。(四)十一月以降夏谷寺の御事。秋叢の露珮を作す。秋叢におく露は珮に似て連なりきらめく。「珮」(はい)はおびだま。腰にさげる玉。この御題にこたえ及第して御書所衆に補されたものは、大中臣奉親以下の四名の者であった。

(46) 印鑑を請ひ取り。印鑑を前任者から請け取つて廳務の引きつきをする。「印鑑」(いんいつ)は、大式の印と鍵。

(47) 神宝行事の官人。式内社(しきないしや)。延喜式の神名帳に記載されている神社。石清水八幡宮などに参詣する官人。

(48) 相撲の内取を始めるに。相撲は「召仰せ」(七月月中旬、天皇の勅を上卿が奉じて、左右近衛の次将及び装束司の弁を召し、相撲の節を行ふことを命じ、装束などの準備を始める)に次いで「内取」(うちとり)の儀という稽古に入る。内取には御前の内取と府の内取があるが、左右近衛府が相撲所を開設して相撲の練習、予行演習を行うのが府の内取である。

(49) 相撲の御装束の事、先日装束使に仰すべきの由。これは、「相撲御装束事、先日可侍(不審の意、稿者注)仰装束使之

由」と訓む『史料大成』に従つた。

(50) 大安寺の別当を定め申す॥「大安寺」(だいあんじ)は、大和平城京内、現在の奈良市大安寺町に所在する真言宗の寺院。

南都七大寺の一つで、当寺を本拠とする三論宗の一派は大安寺流と称された。寺域は平城京内の左京六条四坊から七条四坊にまたがり、巨大な伽藍が建ち並んでいたが、平安時代に入つて寛弘二年(一〇〇五)の現時点までに、延喜十一年(九一一)、火災に依る講堂、僧房の消失、天暦三年(九四九)、雷火に依る西塔の消失などの経過を経ていた。大安寺別当に定められた扶公については寛弘二年(一〇〇五)正月九日の条及び注記(45)を参照。

(51) 上三人へ法橋扶公・大威儀師延源・定堪へを定む॥大安寺の別當にあてる上位三人の候補者を定めたのである。

(52) 維摩会の講師の請書॥興福寺の蓮聖が去年の九月に提出し

てあつた興福寺の維摩会講師を勤める旨の承諾書。

(53) 左金吾表の案送らる॥同じ二十一日の後の条にある通り、公任が、上ることになる上表文「請停中納言」の原案に目を通すことを実資に依頼して來たのである。公任の上表について、そ

の前後の経緯については、寛弘二年四月二日の条及び注記(60)を参照。

(54) 殊に勅授を給ふと云々॥伊周は着陣の上に、勅授帶劍のこと

を聽されたのである。これを拝受した伊周を世人は、厚顔無恥の人(罪を犯し、出家もしている身でありながら)として非難をしている。

(55) 悅び乍ら事の由を達す॥上表文の案をみてやつた実資が、左頭中将(源頼定)から知らされた吉報を公任の許に通達したのである。

(56) 件の纏頭の事へ禄有るの由॥公任から勅使の経通に与えられた纏頭(被け物)は、察するに両度にわたる公任の上表文に対する勅命の使いとなつて與れた(上表文は二度提出する)ことに対するの意。

(57) 先日の恥॥中納言公任は、權中納言齊信に越階されて、その恥辱のため寛弘元年(一〇〇四)十一月以降長谷寺に籠つてい

た、そのこと。寛弘二年四月二日の条及び注記(60)を参照。

(58) 權中納言॥寛弘二年七月のこの時点に於ける權中納言は、藤原齊信、源俊賢、藤原隆家、同忠輔の四人であるが、本条の權中納言は、この度の公任の一件に係わりのあつた齊信であるうか。

(59) 式を存(たも)つ॥「式」は形式。そういう仕来り・慣例を保つてゐる、と実資は注した。右近衛大將としての自恃の言葉

である。丹山天皇（式大八—一〇〇八）樂の天皇す名是天皇

(60)

これはより先主上南殿に出御す。節会の当日は天皇が紫宸殿または武徳殿に出御し、南殿で行われる相撲を観覧する。本条は

節会の第二日目であるが、天皇の出御は第一日目と同じである。

相撲節会は一日にわたるが、節会のある七月が大の月の場合、

第一日目の「召合」（20番または17番行われる）は、28日に、

第二日目の「拔出」（抜取。前日の相撲人の中から優秀な者を選んで相撲をさせる）と「追相撲」（白丁または衛府の舎人などをして相撲させる）は29日に行い、七月が小の月の場合はそ

れぐ27日と28日に行われる。寛弘二年（一〇〇五）の七月は

大の月なので、29日の本条は「拔出」と「追相撲」が行なわれ

ている。

中宮の御在所、四間の先に鋪くなり、道長の意見に対する実

資の注記である。中宮の御在所は天皇の右側（西方）、それと

隔てて青宮の座は天皇の左側（東方）の四間先に敷くものであ

る、の意。

帥巳次の公卿座に参り着くことを「大日本古記録」は「帥

巳○次參□着座」とあるが、「帥巳次公卿參着座」と作る『史

料大成』に従つた。

(63) 次いで左の為男、追相撲の方は5番を行なっているが、抜取は

「樂有るの年は一番を過ぎず」とある。その二番とも実資側の右の勝となつた。

(64)

相撲未だ了らざる間、一通奏す。追相撲をまだ取り了つてい

ないのに左方、右方ともに乱声を発して次々に樂を奏して行つ

た。「乱声」については、寛弘二年（一〇〇五）正月十八日の

条及び、注記(65)を参照。また「通奏」はかわるがわる次々に樂

を奏すること。「通」は「かわるがわる。つぎからつぎへと送

り伝える」の意。乱声は、相撲を取り了つて発するものであり、

また「左右乱声する」のは、持の場合である。こゝは二番とも

右方が勝つてゐるゆえ、「左右乱声」はおかしい。

(65) 右大臣簾中に候するも、案内を知らず、「簾中」に敬意の接

頭辞を欠くのは不審。或は顯光の不可解な行動ばかりを意識し

た結果のゆえか。顯光は近衛の中将が禄を取り出す今、簾下よ

り立つて、御簾の中に入り込んでいる。その行動は不可解であ

る、の意。

諸卿給禄を近衛に給ふ。近衛退出す。「大日本古記録」は

「諸卿給禄、進出□出桜樹下拝舞、□退出」とあるが、「諸卿

給禄近衛、々々出桜樹下拝舞、□退出」と作る「史料大成」に

従つた。

(66) 垣代かいしろ。かきしろ。青海波の舞楽の時、庭に立ち並

んで吹奏する楽人。垣のように舞人を取り囲むからこのように言う。次条の「左右近将監已下の近衛等」がその垣代である。

(68) 最手^{ほて}。相撲人には最手^{ほて}・脇^{わき}（腋）とあり、最手は本手ともいい、相撲人の最上位で、近衛府がその人を選び、近衛の番長に任ずる。脇は脇手または助手ともいい、最手に次ぐ位の称である。その他占手^{さんて}、垂髪^{たれがみ}、総角^{あづまく}などというものもあり、占手は小童、垂髪、総角は白丁^{しらじやう}を充てる。一番に占手、二番に垂髪、三番に総角を出し、四番より普通の相撲人となり、最後に最手が出て終る。最手は現在の大関に相当する。（横綱は江戸時代に出来たものである。）

(69) 内論議^{ないろんぎ}。うちろんぎ、これには仏教と儒教の内（宮中・内裏を意味する）論議がある。仏教のそれは、正月大極殿で行われた御斎会（最勝会）の結願の日の十四日、斎会に召された諸宗の学僧の中から問者と講師等を選んで、紫宸殿や仁寿殿に於いて『金光明最勝王經』の経文の論議を行い、天皇がそれを傍聴した。一方儒教の内論議は、秋の釈奠（しゃくとん。せきてん）の翌日に、諸博士らを紫宸殿に召して経書の論議が行われたもので、九世紀以降に恒例化した。本条は釈奠のそれである。

(70) 院^{いん}＝花山法皇（九六八～一〇〇八）第65代の天皇で冷泉天皇

の第一皇子。在位永觀二年（九八四）～寛和二年（九八六）。17

歳で即位したが、有力な後見はなく、藤原兼家一門の圧迫と陰謀によって、在位わずか二年足らずで、寛和二年六月二十三日の丑刻、内裏を抜け出し、花山寺に入つて19歳で出家、退位した。当の道長（当時21歳）は、この時、関白頼忠の許へ事件報告の使者に立っている。出家後の院は、書写山の性空聖（注記⁹⁰参照）の許に御幸、また叡山・熊野に長期間滞在修行し、

正暦三年（九九二）ごろ帰京。東院に住み、以後は寛弘五年二月八日（本条より二年半の後）の崩御まで風流三昧の生活を送った。『大鏡』三は、院を「風流者^{ふりようしゃ}」と呼んでいる。

(71) 其の儀長保四年の儀に同じ⁷²最勝講は毎年五月の吉日から五日間清涼殿で行われる年中行事で、金光明最勝王經（これは、『仁王經』『法華經』とともに三部の護国經典とされている）を講讀して、國家平安・天皇安泰を祈る講会であるが、この講会は、長保四年（一〇〇二）に創始され、本条が記された寛弘二年（一〇〇五）から次第に恒例化されるようになつた。本条は八月の記事であるが、年中行事として定着するに至つて五月の行事となつたものと思われる。

(72) 長保四年の例証義者有るも、今般候せず⁷³最勝講に列する僧衆は、東大・興福・延暦・園城の四大寺の学僧から選ばれて証

五 義者のほか講師一〇人、聴衆一〇人に任せられた。講会では、本尊の釈迦、脇侍の毘沙門・吉祥二天のほか四天王像を安置し、毎日二巻ずつについて朝夕二座で講師・問者を充てて講説・問答を行つたが、その際「聴衆」が問者となり、問者の質問に応答する堅義者（堅者）の答弁内容を判定する学僧を、証義（証義者）あるいは精義と言つた。「堅義」「証義」については注記②2を参照。

(73) 出居座し、＝「出居」（でい）は、朝廷で行われる儀式の時、種々の役務や威儀のために臨時に設ける座で、出居座ともいう。また、この座に着いて事を行う人をもいい、本条は後者の場合であるが、出居の座は、本条のように行事が清涼殿で行われる場合、南廊小板敷の壁下の座が充てられた。

(74) 行事所廻りに依り、……を行ふ＝今回の仁王会は臨時の仁王会であるが、「行事所」は、その仁王会を催すに当つて、それを行事するために設けられた場所で、その場所を検分して廻る。その検分の役務に当つた五僧に禄（供）を給するのである。

(75) 此の間＝東宮（注記⑨を参照）の御惱の案内を伺いに、実資が西雅院に赴いている間。

(76) 上卿南殿に候すべく＝紫宸殿に於いても仁王会の法会は催されていた。それに列席するのである。

(77) 修明門＝しゅうめいもん。平安宮の内裏外郭の南西隅にある門。これを東に行くと、外郭南門の建礼門に至り、これより北にとると、右兵衛陣の所在する内郭西面中央の陰明門（おんめいもん）が在る。左大臣以下大極殿より、修明・陰明の諸門を経て清涼殿に至り、そこでの仁王会の法会に列するのである。次々の人々次第に前を経て加はり立つ＝弁以下の官人たちが順次に、実資ら卿相の前を通つて、右兵衛陣の前（最末の参議の北）に加わり立つのである。

(78) 余次いで直揖して入り＝私は上首の大臣（左大臣）に次いで、直揖（ちよくゆう）。動作を起す前の揖。「揖」は、笏をとり、上体を少し前に屈して敬意を表すこと。拝に次ぐ礼）して、諸卿の前を通つて陰明門に入る、の意。

(80) 饗を擬せしむる＝大宰府から言上のある、宋人の本朝滞在の事について評定する、その定めの席に着くために、仗座で行われていた饗宴を道長が行成に命じて適宜に処置させるのである。

(81) 右大臣初め定め申す旨相異なり、～奇とすべきなり＝顯光は、年紀を定めない宋人の本朝滞在を否とする定めに表面は同意しておきながら、内心は疑義を持っていた。それで改めて大宰府へ下達の定文を書く今の段になつて、道長の定めに疑問を呈す

るのは評定の次第として納得のゆかない態度である、の意。

(82) 諸卿たゞ道理を申すのみ、寒資以下の諸卿は、宋人は年紀を

定めて来るべき由の、既に大宰府に下達済みの太政官符の道理

を主張することに終始した。これに対し、顯光以下の二・三の

卿相は、宋人を安置して、これとの交易のことを是認し、道長

もまた評定の経緯とは別に、宋人安置の内意を持つかに見えた

のである。〔古事記〕類、その「王食を贈てお送りし、その

御殿へお入りし、……お仕事も今回の一「王食お贈りの」王

〔後記〕

本稿は、古日記輪読会の成果の第三編の中に入るもので、小右記の寛弘二年（一〇〇五）四月から八月まで、それは記者小野宮右大臣藤原実資の四十九歳の初夏から仲秋にかけての五ヵ月間に相当する、その間の日記の訓読である。

〔小右記訓読稿〕（長徳元（九九五）・二年（九九六）の二年間の訓読）、〔小右記訓読稿統編〕（長徳三（九九七）・五年（九九九）の二年間の訓読。なお、『大日本古記録』のテキストでは、長徳四年一年間と、長保二年（一〇〇〇）から長保五年（一〇〇三）までの四年間の記事は、これを欠いている）に続く第三編の最初は、寛弘元年（一〇〇四）の七月と寛弘二年（一〇〇五）の正月から三月までの四ヵ月間を訓読して、前号の紀要に発表した。

本稿は、その統稿である。従つて訓読の注記番号は、寛弘二年

三月に継続するものとした。

前稿同様、大方の御批正をお願いする次第である。

〔古大日曉の宝印申す言語異なり、〕（一九九八・一・十）

○事（こと）アノア羅（ら）言（ごん）する、その宝印の事（こと）言（ごん）へ、外塵（げじん）ア
○裏（さも）アノア羅（ら）言（ごん）する、大宰相（だざいしやう）ア言（ごん）のもの、宋人の本傳（ほんてん）五
職（そく）ア羅（ら）言（ごん）する、ア羅門（アロモン）ア入（い）る、の意。

○事（こと）アノア羅（ら）言（ごん）する、その宝印の事（こと）言（ごん）へ、外塵（げじん）ア
○裏（さも）アノア羅（ら）言（ごん）する、大宰相（だざいしやう）ア言（ごん）のもの、宋人の本傳（ほんてん）五
職（そく）ア羅（ら）言（ごん）する、ア羅門（アロモン）ア入（い）る、の意。

○事（こと）アノア羅（ら）言（ごん）する、その宝印の事（こと）言（ごん）へ、外塵（げじん）ア
○裏（さも）アノア羅（ら）言（ごん）する、大宰相（だざいしやう）ア言（ごん）のもの、宋人の本傳（ほんてん）五
職（そく）ア羅（ら）言（ごん）する、ア羅門（アロモン）ア入（い）る、の意。

○事（こと）アノア羅（ら）言（ごん）する、その宝印の事（こと）言（ごん）へ、外塵（げじん）ア
○裏（さも）アノア羅（ら）言（ごん）する、大宰相（だざいしやう）ア言（ごん）のもの、宋人の本傳（ほんてん）五
職（そく）ア羅（ら）言（ごん）する、ア羅門（アロモン）ア入（い）る、の意。

The Third Volume of the Japanese Reading of *Shoyuki* (Continued)

Terumi Matsubara

This is the second part of the third volume of a research product by a circle of people interested in reading ancient journals. This research presents the Japanese reading of the part of the *Shoyuki* Diary, which covers five months from April through August in the second year of kanko (1005). The period corresponds to the early summer through the middle autumn by the lunar calendar. The writer, Minister of the Right Sanesuke Fujiwarano in Ononomiya, was then forty-nine years old.

In the first part of the fhird volume, published in the previous *Research Bulletin of Takamatsu University*, we presented the Japanese reading of *Shoyuki* covering July, in the first year of Kanko (1004), and January through March in the second year of Kanko (1005).

Any comments on this research are quite welcome.

高松大学紀要

第 29 号

平成10年3月5日 印刷
平成10年3月10日 発行

編集発行 高 松 大 学
高 松 短 期 大 学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印 刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811